

# 第 18 回早稲田矯正保護展

刑務所出所者の再起を支える社会の輪

---

～更生保護施設を中心に～

第 18 回早稲田矯正保護展実行委員会

法学部公認サークル犯罪学研究会

早稲田大学広域 BBS 会

早稲田大学法学部石川正興ゼミ

早稲田大学文学部藤野京子ゼミ

早稲田大学法学部小西暁和ゼミ

## はじめに

早稲田矯正保護展は、今から 17 年前、「早稲田大学法学部石川正興ゼミ」と早稲田大学の近隣に施設を置く「更生保護法人更新会」との共同主催で開催されました。

以降、毎年秋に開催してまいりましたが、年数を重ねるにつれ徐々に参加団体も増え、第 18 回目を迎える本年度では「法学部公認サークル犯罪学研究会」「早稲田大学広域 BBS 会」「早稲田大学文学部藤野京子ゼミ」「早稲田大学法学部小西暁和ゼミ」などの学生団体のほかに、「保護司稲門会」「早稲田大学社会安全政策研究所」が主催団体に加わっております。また、協力団体として、「公益財団法人矯正協会」には、刑務作業製品の展示など多大なご支援を頂いております。

こうした参加団体の増加に伴い、開催当初は“社会内処遇（保護）”の領域に限定していた研究対象を、第 7 回より“施設内処遇（矯正）”の領域にまで広げ、会の名称も「早稲田更生保護展」から現在の「早稲田矯正保護展」に変更致しました。

今年度は「刑務所出所者の再起を支える社会の輪」と題し、特に更生保護施設に入所する者の処遇について研究対象と致しました。

どんな犯罪者であれ刑期を満了すれば、それ以上犯した罪についての刑事責任を問われることはなく、社会的には私たちと同じ立場になります。刑務所を出所する人の中には、身寄りがいないため住む場所や食べるものに困窮する人もいます。そうした人の再起を支える施設として「更生保護施設」が存在しています。

もちろん再出発の場として更生保護施設にのみ役割を委ねることを主張するわけではありません。再出発を行うためには、刑務所出所者と更生保護施設だけの問題ではなく、私たちの力も不可欠なのではないでしょうか。決して、「犯罪者だから……」とレッテルを一方的に貼り付けるのではなく、私たちが実態を認識し、適切な対応を模索していくことこそが刑務所出所者の再起への第一歩となると考えます。

本報告書では、更生保護施設について概括した後、様々な個々の特性に応じた処遇のあり方についてそれぞれ考察します。そして更生保護施設を取り巻く様々な取組みについて学生なりの意見を提示していきます。

学生が行う研究報告ということもあり、ご来場頂いた方から見れば決して十分なものとは言えませんが、我々の作成した研究報告書が更生保護施設ひいては更生保護制度についてお考えになられる際のお役に立つことができれば、望外の幸せに存じます。

第 18 回早稲田矯正保護展 実行委員長  
法学部石川ゼミ 3 年 爲田世良

## 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 導入 .....                    | 3  |
| 第 1 章 住居確保・就労支援 .....       | 7  |
| 第 2 章 薬物事犯者への処遇 .....       | 22 |
| 第 3 章 高齢者・障害者への処遇 .....     | 42 |
| 第 4 章 性犯罪者・暴力団関係者への処遇 ..... | 53 |
| 総括 .....                    | 67 |

# 導入

## 第1節 更生保護施設とは

### 1、意義

刑務所出所者の中には、頼るべき親族等がいない者、生活環境に恵まれない者、あるいは、本人に生活上の問題があるなどの理由ですぐに自立更生ができない者がいる。そうした者を保護して、円滑な社会復帰を支援している施設として更生保護施設がある<sup>1</sup>。更生保護施設とは、国から委託を受けた場合に、更生保護法に規定される補導援護（58条）や応急の救護（62条）、更生緊急保護（85条）<sup>2</sup>を実施する非営利の民間施設である<sup>3</sup>。2011（平成23）年は、刑事施設からの仮釈放者14,620人中の25.3%、刑事施設からの出所者全体の13.0%を受け入れる<sup>4</sup>など、出所者の社会復帰上重要な役割を果たしている。

2012（平成24）年時点で、更生保護施設は全国104施設あり、その内訳は、男子施設90、女子施設7及び男女施設7となっている<sup>5</sup>。収容定員の総計は2,329人であり、男子が成人1,834人と少年314人、女子が成人134人と少年47人である。施設ごとの定員は、4人から110人までと幅が広いが、約7割の施設が15人以上20人以下の定員で運営している<sup>6</sup>。

更生保護施設は永らくの間、更生保護事業法の定めにより法務大臣から認可を受け更生保護事業を営む更生保護法人101施設のみにより運営されてきた。しかしながら2009（平成21）年より新たに、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び社団法人によりそれぞれ1施設が運営されるようになり<sup>7</sup>、近年では更生保護法人以外にも更生保護事業を営む法人が現れ始めている。

### 2、沿革

更生保護施設のおこりは、「静岡県出獄人保護会社」という名で、明治時代に慈善家の金原明善が開始したことによる<sup>8</sup>。当時は、あくまで刑務所から出所した者に対する保護事業

---

<sup>1</sup> 法務省法務総合研究所編『〔平成24年版〕犯罪白書』247頁。

<sup>2</sup> 更生緊急保護の対象者は以下のとおりである。

一、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者

二、懲役、禁錮又は拘留の執行の免除を得た者

三、前号に掲げる者のほか、懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者

四、前号に掲げる者のほか、懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者

五、訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

六、罰金又は科料の言渡しを受けた者

七、労役場から出場し、又は仮出場を許された者

八、少年院から退院し、又は仮釈放を許された者（保護観察に付されている者を除く。）

<sup>3</sup> 更生保護施設では、少年の受け入れ枠が設けられている（更生保護事業法2条2項7号）。

<sup>4</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）73、75頁。

<sup>5</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）247頁。

<sup>6</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）247頁。

<sup>7</sup> 松本勝編著『更生保護入門〔第3版〕』（成文堂、2012年）143頁。

<sup>8</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）247頁。

として始められた。戦後になると更生緊急保護法（1950 年公布・施行）が成立し、これらの施設は法律上「更生保護会」と呼ばれるようになった（更生緊急保護法 3 条 2 項）が、こうした施設に求められる役割は、依然として、収容者を社会復帰させるための橋渡しとしての側面であった。当時は、戦後まもなくで社会的に困窮を迎えた時期でもあり、生活が成り立たなくなり保護施設を頼る者が見られた。

その後、1970 年頃になると、更生保護会には生活訓練の場としての役割が求められるようになった。この時期は、日本が経済的に発展する時期であり、被保護者の数が著しく減少を迎え収容率も 5 割を切る程に落ち込んだ<sup>9</sup>。これを受け、委託費収入により経営を行ってきた多くの更生保護会が廃止に追い込まれるに至った。生活訓練施設としての役割が求められるにつれ、なかでも具体的な処遇プログラムの導入、施設という設備等のハード面の整備、地域社会とのパイプ作りという三方面から処遇のための基盤が整備されることとなった<sup>10</sup>。

1996（平成 8）年には、更生緊急保護法の廃止に伴い、更生保護事業法が施行され、これまでの更生保護会から「更生保護施設」にその名称を変える。旧法では、保護の対象として前述した更生緊急保護の対象者を主に扱っていたが、新法では保護観察対象者も同列に保護の対象とするようになる。また、2000（平成 12）年には、処遇機能の充実化に向け、「更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画～21 世紀の新しい更生保護施設を目指すトータルプラン～」が策定された。これに基づき、収容実績の向上、SST や酒害プログラム等の導入、地域社会との交流の促進など、各更生保護施設で処遇に向けた取組みが活発化することとなる<sup>11</sup>。トータルプランの一環として、2002（平成 14）年に行われた更生保護事業法や犯罪者予防更生法等の一部改正により、社会適応を促すための積極的な処遇を更生保護施設に委託できるようになった。

### 3、役割

更生保護施設には刑務所出所者等の社会復帰のため、多面的な役割が期待されている。特に刑務所出所者は、厳格な管理が施されていた矯正施設から、いきなり完全な自己責任が求められる社会内に移行するのではなく、適切な環境の下で再起のための第一歩を踏み出す必要がある。更生保護施設は、そうした社会復帰を望む出所者の自立を支援するための施設として機能しているとともに、矯正と社会の中間施設としての機能も併せもっている<sup>12</sup>。具体的には、刑務所出所者等への衣・食・住の提供や自立に向けた準備等の支援を通じて、基本的な生活条件を満たすための取組みが挙げられる。

また、刑務所出所者自身のもつ改善更生の阻害要因に応じた処遇なども行われている。

---

<sup>9</sup> 松本・前掲注（7）140 頁。

なお、2011（平成 23）年の収容率は 79.3%である（法務省法務総合研究所・前掲注（1）250 頁を基に筆者計算）。『〔平成 24 年版〕犯罪白書』

<sup>10</sup> 今福章二「政策形成におけるエビデンスの役割」犯罪社会学研究 30 号（2005 年）48 頁。

<sup>11</sup> 今福・前掲注（10）49 頁。

<sup>12</sup> 松本・前掲注（7）143-144 頁。

具体例として、薬物や飲酒の問題を持つ者に対し、それらに依存しない生活を維持することを目的とする「酒害・薬害教育」、対人関係を上手く築くことができない者等に対して、対人場面での適切な振る舞い方等を体験的に学ぶ「生活技能訓練（SST）」、心情の安定を図るため、雑誌などから好きなイラストや写真を切り抜いて台紙に貼ることで、言葉にできない感情等を表現する「コラージュ療法」、自立の準備のための「料理教室」、「就労支援講座」、「法律相談会」等がある<sup>13</sup>。

## 第2節 更生保護施設を取り巻く近年の新たな潮流

これまで更生保護施設の概要について簡単に触れてきたが、近年の更生保護施設を取り巻く環境は変容しつつある。

2006（平成 18）年度より「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が、さらに 2011（平成 23）年度より「更生保護就労支援モデル事業」が開始され住居確保・就労支援に向けた取組みが行われるようになった。また、住居確保については、2011（平成 23）年より、更生保護施設の収容に限界があることから事前に保護観察所に登録した民間法人等を「自立準備ホーム」に指定し、宿泊所や生活支援等の委託を行う「緊急的住居確保・自立支援対策」が開始された。

薬物事犯への対応については、薬物事犯の再犯が多い点や社会内での充実した処遇を目指し、2013（平成 25）年 6 月 13 日に国会にて「刑の一部執行猶予制度」を含む刑法等一部改正法および新法が成立した。この制度の施行に伴い、従来以上に社会内での処遇を受ける者が増えることになるため、その受け皿について検討しなければならない。

また、近年の日本社会の高齢化等に伴い、刑務所内の高齢者及び障害を持つ者への対応が叫ばれ始めた。こうした者たちが再び犯罪を行わないようにするため、2009（平成 21）年度より、法務省は厚生労働省と連携し、適当な帰住先がなく、かつ、高齢又は障害により直ちに自立が困難である刑務所出所者等に対し適切な福祉サービスを提供する地域生活定着支援事業（2012 年度以降は「地域生活定着促進事業」に名称変更。）を開始した<sup>14</sup>。この事業と関連して、出所後直ちに福祉サービスに繋げることが困難な高齢者・障害者に対しては、104 か所のうち指定された 57 か所の更生保護施設（「指定更生保護施設」と呼ばれる。）が受け入れを行い、特別の処遇を行うことになる。

また、性犯罪者や暴力団関係者といった民間の更生保護施設で受け入れが困難とされる刑務所出所者等への対応として、「自立更生促進センター」が導入されている。自立更生促進センターとは、民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を対象として、国が設置した一時的な宿泊場所を提供するとともに、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援により、これらの者の改善更生を助け、再犯を防止することを目的とした施設である<sup>15</sup>。このうち、特定の問題性に応

<sup>13</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）73、75 頁。

<sup>14</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）254 頁。

<sup>15</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）253 頁。

じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する施設を「自立更生促進センター」、主として農業等の職業訓練を行う施設を「就業支援センター」と呼んでいる<sup>16</sup>。「自立更生促進センター」では、2009（平成 21）年より北九州自立更生促進センターが、2010（平成 22）年より福島自立更生促進センターが開所している。「就業支援センター」では、2007（平成 19）年より沼田町就業支援センターが、2009（平成 21）年より茨城就業支援センターが開所している。なお本稿では、前者の自立更生促進センターでの処遇について扱う。

### 第 3 節 まとめ

前述したように、ここ数年で更生保護施設を取り巻く環境は変革を迎えている。設立当初の更生保護施設は保護事業を営むに過ぎなかったが、更生保護施設に収容される者が多様化するに伴い、年月を重ねるにつれその処遇施設としての多様化・充実化が求められるようになってきている。しかし、更生保護施設は、収入の 8 割以上を国からの委託費により賄われており<sup>17</sup>、運営面で苦心する施設が多く存在する。また、2010（平成 22）年時点で、全国 563 人いる常勤職員の平均年齢は 59.6 歳<sup>18</sup>であり、平均給与額は月額 217,271 円<sup>19</sup>という職員体制をみると、更生保護施設単体で、期待される役割を果たすことは困難であるといえよう。そこで、既存の社会資源を活用しながら更生保護施設の被収容者の特性に応じた処遇を展開していくことについて、以下本稿で触れていく。

---

<sup>16</sup> 法務省 HP「自立更生促進センター」（[http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo\\_hogo19.html](http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_hogo19.html)）（2013 年 10 月 31 日閲覧）。

<sup>17</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）251 頁。

<sup>18</sup> 松本・前掲注（7）146 頁。

<sup>19</sup> 更生保護施設検討会「報告」（2009 年 8 月 24 日）11 頁。

## 第1章 住居確保・就労支援

刑務所を出所した者にとって、住居確保・就労支援は不可欠である。

まず、住居確保の重要性についてみたい。図1-1は2012（平成24）年の出所受刑者の帰住先についての調査である。これによると、総出所者 27,485 人のうち、「その他」の人員は 7,181 人（26.1%）である。「その他」は出所の際に適切な帰住先を持たない者、出所の際に帰住先を明らかにしない者等が含まれており、出所受刑者の4人に1人は家族や知人、あるいは適当な施設等に帰住していないことが推察される。さらに図1-2は、同年の出所受刑者の中でも満期釈放者に対象をしぼったものであるが、総数 12,763 人のうち、「その他」に該当するのは 6,489 人（50.8%）と半数を超えている。刑務所に再入所した者のうち前回出所時に適当な帰住先がない者の約6割が1年未満に再犯をしており<sup>20</sup>、適切な帰住先がないことは深刻な問題となっている。

図1-1：出所受刑者 帰住先（2012年）

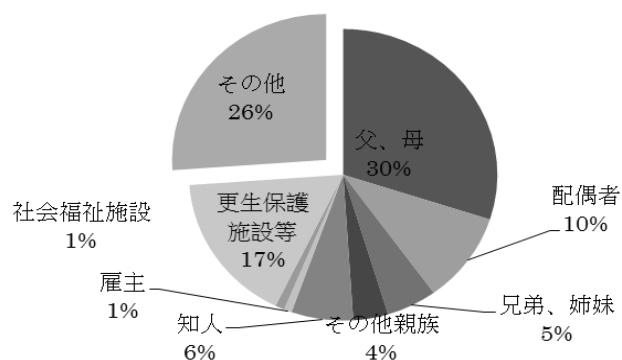
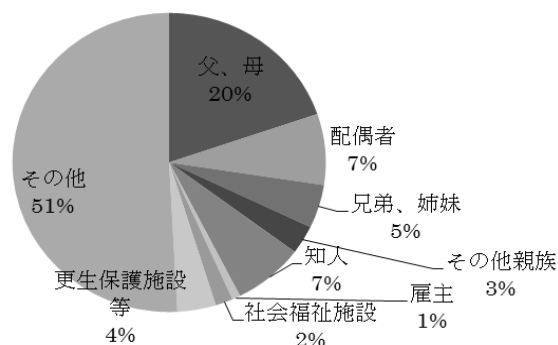


図1-2：満期釈放者 帰住先（2012年）

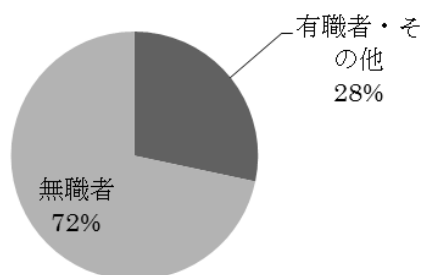


注：法務省矯正統計年報を基に筆者作成。

<sup>20</sup> 犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策（概要）」（2012年7月）。

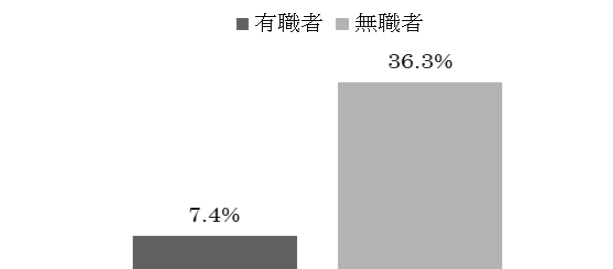
次に、就労支援の重要性についてみたい。図 1-3 によると、2012（平成 24）年の刑務所再入所者 14,296 名のうち、無職者（学生・家事従業者を除く。）は 10,245 人であり、刑務所再入所者のうち約 72%が職を持っていなかったことがわかる。さらに、図 1-4 によると、2002（平成 14）年からの 10 年間で保護観察対象者の再犯率を有職者と無職者と比較した結果、有職者は 7.4%、無職者は 36.3%であり、職を持たないということが再犯と大きく関係していることがわかる<sup>21</sup>。

図 1-3：刑務所再入所者 就職状況（2012 年）



注：法務省矯正統計年報を基に筆者作成。

図 1-4：保護観察対象者の再犯率（就労状況別）  
平成 14 年～23 年の累計



注：法務省保護統計年報を基に筆者作成。

住居を確保することは自立した生活をする上で必要なものである。とある更生保護施設の職員によると、きちんとした住居がなければ就職することは難しいとのことであった。そして生活の基盤として、帰住先を確保することによって、刑務所出所者等の就労意欲も確かなものになる。

また、住居確保と同じく、就労をすることも社会復帰を果たす上で重要な要素である。その理由として、一つに社会生活を営む上での生活資金を獲得することが挙げられる。さらに、同僚や上司との交流や、物事を成し遂げることなどにより得られる満足感や達成感を得ることも、就労が重要である理由の一つである。これらは、「社会の中に自分の居場所

<sup>21</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）233 頁。

がある」<sup>22</sup>という実感を生み出すことにもつながり、社会復帰を促進する上でも重要な意味を持つとされる。

刑務所出所者が社会の中で自立した生活をおくるためにも、再犯を防止するためにも住居を確保し、働くことは重要である。以上のことは、2012（平成24）年7月、犯罪対策閣僚会議において示された「刑務所出所者等に対する支援においては社会における『居場所』と『出番』を作ることが重要である」<sup>23</sup>という考えに表れている通りである。

刑務所を出所しても適切な帰住先がないと、住所がないために就職も出来ず、社会になじめないまま再犯に至ってしまう。そこで、社会復帰のための足掛かりとして、更生保護施設がある。更生保護施設では、被収容者に一時的な住居を与え、就労支援や、退所後の住居確保、自立資金をつくるための支援など、円滑な社会復帰を促す役割を担っている。

本章では、従来までの更生保護施設における住居確保・就労支援の取組み及び問題点について触れた後、近年の取組みを紹介し、住居確保・就労支援についての考察を行う。

## 第1節 従来の更生保護施設職員による住居確保

更生保護施設に入所する者の大半は、適切な引受人がいないなどの理由から出所後に帰るあてのなかった者である。そのような者は更生保護施設に一時的に在所している間に、退所後に備え、住居の確保をする必要がある。更生保護施設職員は、被収容者特有の困難に共に向き合い支援を行っている。

支援の内容の一つとして、自立資金を蓄える補助がある。刑務所出所者の多くが刑務所内で刑務作業に従事しており、作業報奨金が支給される。だが、2012年の釈放時に5万円以上支給された者は全体の27.5%、1万円以下の者は全体の19.9%<sup>24</sup>であり、作業報奨金で住居を確保するために十分な金額を賄うことは容易ではない。

また、とある更生保護施設の職員によると、被収容者の多くは金銭管理が得意でないとのことであった。そこで、住居確保のために十分な資金を確保するために、被収容者が就労して得た賃金や所持金を管理する更生保護施設もみられる。しかし、住居の確保をするに当たって被収容者が直面する課題は、借家に入居するための初期費用を蓄えることのみではない。

例えば、賃貸契約の際、身寄りがいないため身元保証人がおらず、受け入れてもらえないということもある。このような場合、身元保証人が不要な物件を当たるか、もしくは民間の保証会社を紹介する機関である保証人協会等を頼ることとなる。しかし、保証人不要の物件であっても、連絡先として親族がいることを求めることもある。また保証会社には住居身元保証人の他に別途に保証人を要するものもあり、身寄りのない更生保護施設被収容者は、すべての地域で保証会社を容易に利用できるわけではない。

こうした状況の中で、全国の更生保護施設職員は、様々な取り組みを通じて支援を行っ

<sup>22</sup> 犯罪対策閣僚会議・前掲注（20）。

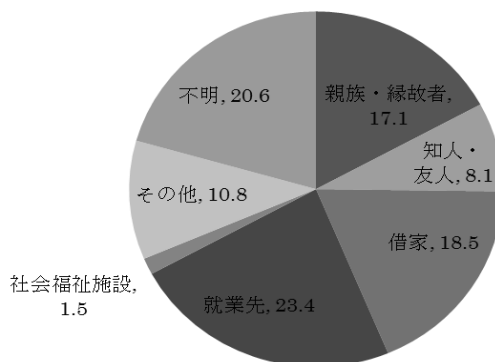
<sup>23</sup> 犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策（本文）」（2012年7月）12頁。

<sup>24</sup> 法務省矯正統計年表。

ている。例えば、更生保護法人至徳会は、数件の賃貸業者を定期的に訪問して担当者と顔なじみになり、入居審査の比較的緩和された物件を確保している。ときには被収容者ととも業者の車に同乗して物件探しに奔走することもあるとのことである<sup>25</sup>。

更生保護施設職員においては、従来から上記のようにして住居確保が行われてきた。しかし、住居確保は更生保護施設職員と被収容者の個人的な努力に依るところが大きく、制度の整備は十分とは言えない。図 1-1-1 は、2004（平成 16）年度の更生保護施設退所者の帰住先である。不明となっている 2 割程度の者が、住居確保が完了されることなく退所してしまったことを表しており、さらなる住居確保策の必要性を示している。また保証人協会のように住居確保をめぐる背景も地域によって異なることから、取り組みの成果も地域差が大きいことが指摘される。

図 1-1-1：更生保護施設退所者 帰住先



注：更生保護のあり方を考える有識者会議（第 7 回）説明資料を基に筆者作成。

## 第 2 節 従来の更生保護施設職員による就労支援

従来、更生保護施設被収容者に対する就労支援は、更生保護施設職員と、更生保護施設が自らの足で開拓してきた協力雇用主に支えられてきたといっても過言ではない。協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易ではない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である。後述する刑務所出所者等総合的就労支援対策が導入される 2006（平成 18）年時点で既に 5,734 の事業主が協力雇用主に登録し、655 人の刑務所出所者等が雇用されていた<sup>26</sup>。

このような、民間の善意の篤志家の努力が今日に至るまで、更生保護施設被収容者の就労支援を支えてきた。一方で、彼らへの負担の大きさや、彼らの支援が地域限定的なものであるとの問題も生ずることとなった。更生保護施設は、後述の通り限られた予算と人員で経営していることから、協力雇用主の開拓に際して、被収容者がもしも業務を懈怠し損

<sup>25</sup> 小路吉秀「更生保護施設と定住支援」更生保護 63 巻 10 号（2012 年）42 頁。

<sup>26</sup> 法務省法務総合研究所編『〔平成 18 年版〕犯罪白書』82 頁。

害が発生したときに備えての保証を約束することや、被収容者の就労後も、雇用主への継続的な相談、説得によって職場定着を図ることを、その身一つで行うことは難しい。協力雇用主としても、厳しい経済社会情勢のなか、無断欠勤や職場内トラブルを起こすかもしれない被収容者の雇用には慎重であらざるをえない。

また、刑務所出所者等が雇用先を探す手段の一つとして、公共職業安定所(ハローワーク)が利用されてきた。だが、履歴書に記載した現住所から更生保護施設に入所していることが判明し、不採用になってしまうケースも見られた。こうした状況の下で、公共職業安定所に行ったが雇用先が見つからなかった保護観察中の男性が、通り魔殺人をする事件が2005(平成17)年に愛知県安城市で発生した(以下、「安城事件」という。)。また、当時は更生保護施設職員と公共職業安定所の協力についても、当時はまだ地域を跨いで、雇用情勢や協力雇用主が情報共有することは少なかった。さらに、地方と都市で求人の多さには差が大きく、交通の便の良さも異なることからやはり住居確保と同様、地域差が大きく見られる。

### 第3節 更生保護施設の限られた予算・人員

更生保護施設における住居確保・就労支援に関しては、職員によって上記のような支援がなされている。しかし、更生保護施設における住居確保・就労支援について考える際に、更生保護施設にだけ任せてしまうのは限界がある。なぜなら更生保護施設の職員の負担や資金難があるからである。全国の更生保護施設の職員数は2010(平成22)年4月時点で、全国で常勤職員563人、宿日直等を補助する非常勤職員108人となっている。1施設当たりの職名別構成では施設長1人、補導主任1人、補導員3人、調理員等1人の体制が平均的である。職員は交代で夜勤や宿直をしており、特に常勤職員のうち72人が施設に住み込むなど、昼夜を分かたず被保護者の改善更生の援助に当たっている<sup>27</sup>。年間の平均収容率は79.8%となっており<sup>28</sup>、一見するとまだ収容には余裕があるように見受けられるが、仮釈放者の受入準備のためにある程度の空室を常時確保しておく必要がある事情を考慮すると、必ずしも十分な余裕があるとはいえない状況にある<sup>29</sup>。また、更生保護施設は、国から委託によって生じる被保護者の補導援護、宿泊、食事等の費用及び人件費を含む委託事務費を国から支弁されているが、寄付金や助成金の収入が減少する中、収入の約8割が国からの委託費により賄われている<sup>30</sup>。しかも、委託費のすべてが収容実績に応じて支弁される仕組みとなっており、収容実績に大きな変動が生じた場合には安定した収入を得られない。その結果経営が不安定にならざるを得ず、事業運営に支障が生じるおそれもある<sup>31</sup>。以上の点を考慮すると、刑務所出所者等の住居確保・就労支援をその身一つで担うことには大変な困難が伴う。

<sup>27</sup> 松本・前掲注(7)146頁。

<sup>28</sup> 奥田幸生「更生保護における住居・就労支援」法律のひろば66巻6号(2013年)20頁。

<sup>29</sup> 更生保護施設検討会・前掲注(19)10頁。

<sup>30</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注(1)251頁。

<sup>31</sup> 更生保護施設検討会・前掲注(19)11頁。

そこで、近年は従来からの更生保護施設職員が行う住居確保や就労支援に加えて、更生保護施設に一時帰住した者も含む刑務所出所者等に対し、法務省と厚生労働省が省庁横断的に支援を行う仕組みづくりや、地方公共団体や民間団体による援助が充実することとなった。次節からはそのような更生保護施設を取り巻く制度の変遷について見ていく。

## 第4節 更生保護施設を取り巻く近年の取り組み

前節で述べたように、従来から更生保護施設被収容者に対する住居確保・就労支援は更生保護施設職員を含む民間の善意の篤志家によって支えられてきた。しかし近年は、全国的な支援体制や、地方公共団体、経済界による支援の枠組みが構築されてきており、住居確保・就労支援は新たな局面を迎えている。本節では、各対策がもたらした功績と、依然として残る課題は何か、考察を行う。

### 1、刑務所出所者等総合的就労支援対策

前述した安城事件等の発生により、刑務所出所者等に対しては、国の施策としての就労支援を必要とする世論が起こるようになった。そこで、2006（平成18）年より、刑務所出所者等に対する初めての省庁横断的な取り組みとして刑務所出所者等総合的就労支援対策が開始された。

本対策の意義は、従来からの更生保護施設職員が行う就労支援に対し、初めて法務省、厚生労働省が共同して支援を行うことで、公共職業安定所を介した協力雇用主の活用を積極化し、制度として確立したことにある。本制度では矯正施設又は保護観察所等の所在地を管轄する公共職業安定所に、支援事業の担当責任者を配置し、一部の公共職業安定所には刑務所出所者等の就労支援を担当する就職支援ナビゲーターを配置している。これにより、保護観察所は保護観察対象者の就労支援として、公共職業安定所等へ支援の協力依頼を行い、保護観察所の担当者と公共職業安定所の担当者でチームを作って特別に重点的な支援をすることが可能となった。支援の依頼を受けた公共職業安定所は、同じ地区の保護観察所から提供を受けた協力雇用主名簿を活用し、求人の開拓を行っている。

上記の支援体制の構築のもと、刑務所出所者等の就労を促すために雇用主や事業主に対して用意された具体的なメニューのうち、主なものを以下に挙げる。

#### （1）トライアル雇用制度

刑務所出所者等の常用雇用を躊躇する雇用主に対し、一定期間試行的に刑務所出所者等を雇用する機会を設け、相互の理解を深めることにより、常用雇用への移行に繋げることを目的に導入された。公共職業安定所に登録して試行雇用した雇用主に対し、厚生労働省から、雇用開始から3か月までの期間で、1か月当たり4万円の奨励金が支払われ

る<sup>32</sup>。

## (2) 職場体験講習

更生保護施設被収容者を含む刑務所出所者等のなかには、就労体験が乏しく職場の雰囲気不安を抱えたり、仕事に慣れる経験が必要であったりする。そこで、彼らの初めの一歩に手を差し伸べる取り組みとして、職場体験講習がある。事業主が公共職業安定所に登録して、5日から1か月までの受け入れ期間を設定すると、一人につき最高2万4千円の委託費が支払われるというものである<sup>33</sup>。

## (3) 身元保証制度

刑務所出所者等の中には身寄りがいない者もあり、雇用主は万が一を考え雇用には消極的な姿勢をとらざるをえない場面も考えられる。そのような不安を解消し、雇用主を支えようとする取り組みが身元保証制度である。身寄りのない者について一年間、身元の保証を行い、雇用主が損害を受けた場合に、200万円を上限として、見舞金が法務省から支払われる<sup>34</sup>。

以上のように、本対策は、更生保護施設が協力雇用主を開拓する場面や、実際に協力雇用主が雇用を検討する場面で障害となっていた問題にも対処するものであり、国を挙げて、雇用主による雇用の創出を企図したものである。

なお、ここで紹介した三つの制度のうち、(1)と(2)は厚生労働省が主体となっており、公共職業安定所を介する必要がある。公共職業安定所を介して紹介される就労先は、雇用保険加入の企業に限られる。つまり、雇用保険未加入の企業は公共職業安定所では紹介されず、(1)と(2)のメニューは雇用保険の有無に左右されるという意味で限定的である。

これらの取り組みは一定の成果が見られたが、就労先には建設業が多いといった業種の偏りや<sup>35</sup>、就労した後の継続的な就労支援が不十分であるという問題を依然残していた。

## 2、全国就労支援事業者機構

従来から、協力雇用主の拡大には更生保護施設も大きく貢献してきたのは先述した通りである。しかし、昨今の不況の影響で、協力雇用主が実際に更生保護施設被収容者を雇用することは容易でなく、雇用にあたり金銭面での補助の必要性が言われてきた。そこで、経済界による協力雇用主への支援として設立されたのが、全国就労支援事業者機構である。「治安の確保による恩恵は、社会全体にもたらされるものであり、犯罪者や非行少年の就労の確保についても、本来、ごく一部の善意の篤志家の手によってではなく、経済界全体の協力と支援によって支えられるべきものである。自らは犯罪者を雇用でき

<sup>32</sup> 法務省保護局更生保護振興課「刑務所出所者等に対する就労支援について」更生保護 60 巻 5 号（2009 年）9 頁。

<sup>33</sup> 法務省保護局更生保護振興課・前掲注（32）10 頁。

<sup>34</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）235 頁。

<sup>35</sup> 山田憲児「就労支援を考える」刑政 124 巻 2 号（2013 年）47 頁。

ない大企業その他の企業は資金面で援助することとし、その資金を利用して実際に犯罪者を雇用に協力する事業者を増やすとともに、それら事業者が犯罪者等へ支払う給与等について助成するスキームが必要である。」<sup>36</sup>という設立趣旨のもと、中央の経済諸団体と大手企業関係者などが発起人となって、この団体は2009（平成21）年に活動を開始した。当時は非営利活動法人であったが、2011（平成23）年6月より国税庁から認定を受け認定特定非営利活動法人となった。2010（平成22）年時点では、地方単位の就労支援事業者機構が全国で50か所（各都道府県に1か所、北海道のみ4か所）設置されており、そのすべてが非営利活動法人として登録されている<sup>37</sup>。

都道府県によって異なる雇用情勢に個別的に対応する目的から、実際に事業を行っているのは地方単位の就労支援事業者機構である。全国就労支援事業者機構は全国規模の企業等から会費を集め、それらの資金により、都道府県機構に対し、助成を行っている。都道府県就労支援事業者機構の行う支援内容は、刑務所出所者等の雇用に協力する事業者を増加させること、求職・求人情報の新規獲得及び把握によって個々人の就労を支えること、対象者を雇用した協力雇用主への給与支払いを助成すること、職場体験やセミナー・事業所見学会への協力事業を推進すること、そして刑務所出所者等の就労支援が犯罪予防に貢献することを広く知ってもらうための広報を行うことなどが挙げられる。

都道府県機構の会員である協力雇用主が雇用した刑務所出所者等の数は、2011（平成23）年度の878人から平成24年度は1,616人と大きな伸びを示しており<sup>38</sup>、その要因の一つに都道府県就労支援事業者機構の支援が挙げられる。

### 3、更生保護就労支援モデル事業

刑務所出所者等総合的就労支援対策の開始後も依然として刑務所出所者等の就労が困難な状況が続いていることを受けて、2011（平成23）年度から更生保護就労支援モデル事業が一部の保護観察所で実施されている。同年度は東京、宇都宮及び福岡の3庁の保護観察所で実施され、2012（平成24）年度は札幌、名古屋及び大阪の3庁を加えたほか、同事業と同様の枠組みで東日本大震災の被害が特に甚大であった盛岡、仙台及び福島も3庁で更生保護被災地域就労支援対策強化事業として実施している。

この事業は雇用に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間団体が国から委託をうけて更生保護就労支援事業所を設置し、当該事業所に設置された専門的な知識及び経験を有する就労支援員が、関係機関等と連携して支援を行うものである（図1-4-3-1参照）。施設入所中から面接等により支援対象者の希望や適性を把握し、帰住予定地の雇用情報などの情報を伝えるほか、矯正施設出所後においては、公共職業安定所での求職活動・就職面接に付き添ったりするなど、社会内において速やかに就職できるよう支援

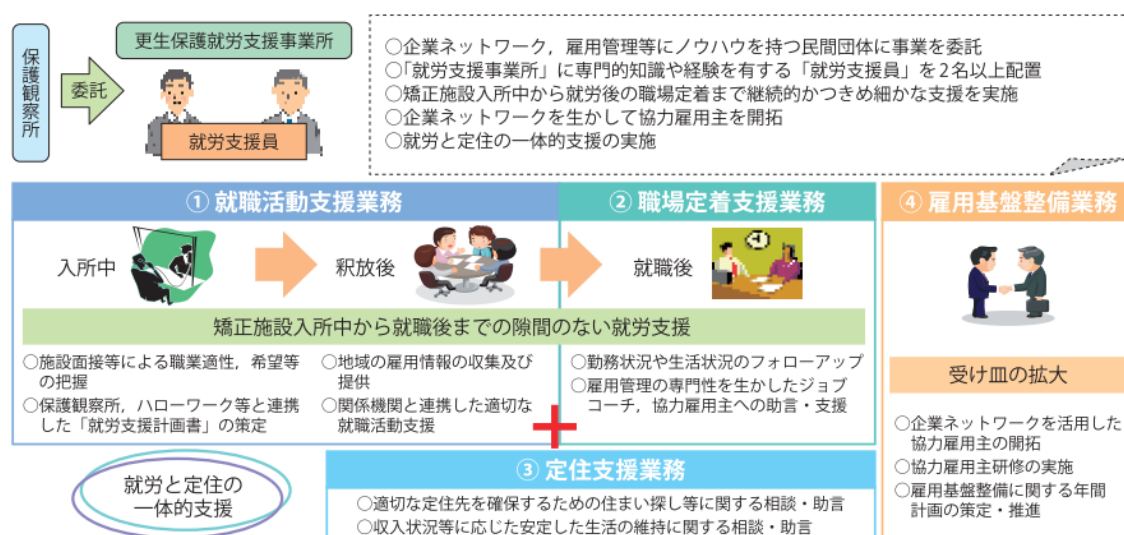
<sup>36</sup> 認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構 HP「設立趣意」より抜粋（<http://www.siensha-kiko.net/shui.html>）（2013年11月2日閲覧）。

<sup>37</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）243頁。

<sup>38</sup> 奥田幸生・前掲注（28）29頁。

を行い（就職活動支援業務）、就職後には職場訪問をして支援対象者に必要な助言をしたり、支援対象者の指導方法などについての協力雇用主の相談に応じ、雇用に関する不安の軽減を図るなど、職場定着にむけた支援を行う（職場定着支援業務）。また、就労支援事業所自体が持つ企業ネットワークを活用するなどして、協力雇用主を開拓するほか、協力雇用主に対する研修を企画・実施して、協力雇用主が安心して出所者等を雇用できるよう支援している（雇用基盤整備業務）。そのほか、2012（平成 24）年からは、就労支援員による賃貸住宅契約への付き添いや住まい探しの相談など、対象者が安定した定住先を確保するために必要な支援も行われるようになった（定住支援業務）。就労支援員によると、東京都更生保護就労支援事業所の 2012（平成 24）年度の支援対象者のうち、更生保護施設被収容者は全体の過半数を占めているとのことである。

図 1-4-3-1：更生保護就労支援モデル事業等の概要<sup>39</sup>



注 法務省保護局の資料による。

2013（平成 25）年 7 月の更生保護就労支援モデル事業検討会とりまとめによると、2012（平成 24）年度におけるモデル事業の実績は、就職活動支援、職場定着支援、定住支援、雇用基盤整備の成果について、それぞれ以下の表のようになっている<sup>40</sup>。

表 1-4-3-2：就職活動支援の実績（2012 年）

| 庁名  | 支援終了者数  | 就職者数   | 就職率          |
|-----|---------|--------|--------------|
| 東京  | 101（96） | 85（82） | 84.2%（85.4%） |
| 宇都宮 | 100（68） | 72（49） | 72.0%（72.1%） |

<sup>39</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）236 頁。

<sup>40</sup> 関係者の話によると、表のうち「職場定着」は支援対象者が 3 か月継続して同じ職場に雇用されたことを、「定住」は支援対象者が、保護観察期間が満了し支援が終了する時点で住まいを得ていたことを指す。

|     |           |           |               |
|-----|-----------|-----------|---------------|
| 福岡  | 101 ( 87) | 78 ( 69)  | 77.2% (79.3%) |
| 札幌  | 115 (103) | 83 ( 72)  | 72.2% (69.9%) |
| 名古屋 | 77 ( 69)  | 54 ( 47)  | 70.1% (68.1%) |
| 大阪  | 45 ( 42)  | 32 ( 30)  | 71.1% (71.4%) |
| 合計  | 539 (465) | 404 (349) | 75.0% (75.1%) |

※ ( ) 内は、保護観察対象者で内数である。

表 1-4-3-3：職場定着支援の実績（2012 年）

| 庁名  | 支援終了者数    | 定着者数      | 定着率           |
|-----|-----------|-----------|---------------|
| 東京  | 84 ( 76)  | 68 ( 60)  | 81.0% (78.9%) |
| 宇都宮 | 45 ( 33)  | 37 ( 25)  | 82.2% (75.8%) |
| 福岡  | 37 ( 31)  | 28 ( 26)  | 75.7% (83.9%) |
| 札幌  | 9 ( 9)    | 3 ( 3)    | 33.3% (33.3%) |
| 名古屋 | 15 ( 14)  | 5 ( 5)    | 33.3% (35.7%) |
| 大阪  | 16 ( 12)  | 14 ( 11)  | 87.5% (91.7%) |
| 合計  | 206 (175) | 155 (130) | 75.2% (74.3%) |

※ ( ) 内は、保護観察対象者で内数である。

表 1-4-3-4：定住支援の実績（2012 年）

| 庁名  | 支援終了者数    | 定住者数     | 定住率            |
|-----|-----------|----------|----------------|
| 東京  | 23 ( 19)  | 8 ( 6)   | 34.8% ( 31.6%) |
| 宇都宮 | 71 ( 41)  | 25 ( 15) | 35.2% ( 36.6%) |
| 福岡  | 50 ( 42)  | 30 ( 27) | 60.0% ( 64.3%) |
| 札幌  | 4 ( 2)    | 3 ( 2)   | 75.0% (100.0%) |
| 名古屋 | 26 ( 22)  | 14 ( 11) | 53.8% ( 50.0%) |
| 大阪  | 0 ( 0)    | 0 ( 0)   | 0% ( 0%)       |
| 合計  | 174 (126) | 80 ( 61) | 46.0% ( 48.4%) |

※ ( ) 内は、保護観察対象者で内数である。

表：1-4-3-5：雇用基盤整備の実績（2012 年）

| 庁名  | 協力雇用主<br>新規開拓数 |
|-----|----------------|
| 東京  | 39             |
| 宇都宮 | 94             |
| 福岡  | 84             |
| 札幌  | 48             |
| 名古屋 | 54             |
| 大阪  | 70             |
| 合計  | 389            |

注：いずれも法務省保護局「更生保護就労支援モデル事業検討会とりまとめ」を基に筆者作成。

2012（平成 24）年の労働統計年報によると、公共職業安定所による一般職業紹介の就

職率は 31.4%であり、単純に比較はできないが、モデル事業の就職率がかなりの高水準であることが分かる。一方で、2012（平成 24）年度から開始された定住支援業務においては、定住率が 5 割を下回っており、更なる支援が必要であると言える。

モデル事業の実施が 2 年目となる 3 庁（東京・宇都宮・福岡）について、2011（平成 23）年度の事業実績と比較すると、就職活動支援、職場定着支援のどちらも支援終了者数が増加し、協力雇用主の新規開拓数も 93 社の増加となった<sup>41</sup>。

更生保護就労支援モデル事業は、企業ネットワークを活かした就労支援や雇用基盤整備など、先述した全国就労支援事業者機構と事業内容が重なる部分が多い。今後のモデル事業の拡大の方法の一つとして、地方単位の就労支援事業者機構が更生保護就労支援事業所に委託されることで、地域の企業ネットワークをモデル事業の中で活用できるようになることが期待される。実際に 6 か所の更生保護就労支援事業所のうち、大阪を除いてすべて就労支援事業者機構が運営している。

#### 4、職場定着協力者謝金制度

先述した全国就労支援事業者機構の取り組みの成果は、協力雇用主への助成の有効性を再確認させるものであった。そこで法務省は、2013（平成 25）年度から、新たな施策として更生保護施設等に入所している刑務所出所者等を雇用した場合、雇用主に対し、継続雇用・職場定着のための指導等に対して謝金を支給する職場定着協力者謝金制度を設けている。これは、更生保護施設等に入所している刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に、継続雇用・職場定着を促進するために支払うものである。保護観察所への定期報告などを条件に、対象者一人当たり最高約 7 万円の謝礼を雇用主に払うことにし、2013（平成 25）年度は 200 人分を想定した予算が確保された。この制度の導入により、協力雇用主の無償の社会貢献に報いるだけでなく、協力雇用主と保護観察所がより密接に連携できるようになることが期待されている<sup>42</sup>。

#### 5、地方公共団体による取り組み

刑務所出所者等に対する就労支援の輪は、行政機関及び経済界のみに留まらず、地方公共団体にまで広がっている。とりわけ、地方公共団体の就労支援の取り組みとしては大きく、(1)公共工事等における競争入札時の協力雇用主に対する優遇制度、(2)地方公共団体による刑務所出所者等の直接雇用の二点が挙げられる。

##### (1) 公共工事等における競争入札時の協力雇用主に対する優遇制度

優遇制度は、「入札参加資格審査における優遇措置」と「総合評価落札方式における優遇措置」の二つに分けられる。

公共工事等の競争入札時には、一定の審査基準によって企業の業務遂行能力等が

<sup>41</sup> 法務省保護局「更生保護就労支援モデル事業検討会とりまとめ～効果検証と今後の在り方～」(2013 年)。

<sup>42</sup> 伊藤一郎「協力雇用主：出所者雇用、登録企業 1 万社 再犯防止、謝金制度で支援—法務省」毎日新聞（2013 年 6 月 15 日、東京夕刊、1 頁）。

審査・点数化され、基準点をクリアした場合のみ、入札に参加することができるという制度を採る地方公共団体が多くみられるが、前者の「入札参加資格審査における優遇措置」とは、協力雇用主として実際に刑務所出所者等を雇用している企業に対し、この点数にさらに加点を行うというものである。実際のケースとして、この制度を採用している宮崎県都城市では、協力雇用主として登録をしている場合で 2 点の加点、さらに保護観察対象者等を雇用した場合については 3 点の加点を行うものとしている<sup>43</sup>。その他、西日本で本制度を初めて採用した兵庫県では、公共事業の入札時における評価点数は満点が 388 点のところ、協力雇用主が保護観察対象者、更生緊急保護対象者を 3 か月以上雇用した場合に、6 点分を加算することとしている。<sup>44</sup>同様の取り組みは宮崎・兵庫にとどまらず、全国に波及しつつある。

また、後者の「総合評価落札方式における優遇措置」とは、公共事業の入札の際、落札者について価格と価格以外の要素の二つを点数化し判定するという「総合評価落札方式」を採用する際に、実際に協力雇用主として刑務所出所者等を雇用している企業に対して加点をするものである。

これらの優遇制度を導入している自治体は 2013 年（平成 25 年）6 月の時点で、全国で 25 自治体に上る<sup>45</sup>。

## (2) 地方公共団体による刑務所出所者等の直接雇用

2013（平成 25）年 6 月の時点において、千葉県勝浦市、静岡県掛川市、大阪府吹田市、東大阪市、枚方市、大阪市、八尾市、松原市の計八つの地方公共団体が保護観察対象者等を市の臨時的任用職員（所謂アルバイト）として直接雇用する取り組みを行っている<sup>46</sup>。また、雇用された保護観察対象者等が、民間企業等への就職活動も行えるように、休暇を認めたり、勤務状況が良好である場合には証明証の発行を行ったりする等の特別の配慮もなされている<sup>47</sup>。

地方公共団体による就労支援の取り組みとしては、この他にも、保護観察対象者を雇用している事業主を支援する制度<sup>48</sup>（兵庫県では人件費相当分として一社あたり最大 91 万円を上限として補助を行っている。）や、奈良県では独自の事業として、刑務所出所者等の社会復帰支援のために、社会的機運の醸成や関係機関の連携を目的とした「社会復帰支援促進就労支援事業」の実施が予定されているなど、地方公共団体による刑務所出所者等の就労支援は広がりを見せているといえる<sup>49</sup>。

<sup>43</sup> 宮崎県都城市ホームページ「入札制度 保護観察対象者等協力雇用主制度の導入について」

（<http://cms.city.miyakonojo.miyazaki.jp/display.php?cont=121010224744>）（2013 年 11 月 16 日閲覧）。

<sup>44</sup> 高橋誠「兵庫県の入札・契約制度における協力雇用主の評価について」更生保護 62 巻 8 号（2011 年）16 頁。

<sup>45</sup> 「ことば：協力雇用主」毎日新聞（2013 年 6 月 15 日、東京夕刊、1 頁）。

<sup>46</sup> 全国就労支援事業者機構「全国就労支援事業者機構ニュース」Vol.10 平成 25 年 6 月

（[http://siensha-kiko.net/62\\_S4.pdf](http://siensha-kiko.net/62_S4.pdf)）（2013 年 11 月 16 日閲覧）。

<sup>47</sup> 奥田幸生・前掲注（28）28 頁。

<sup>48</sup> 全国就労支援事業者機構「全国就労支援事業者機構ニュース」Vol.11 平成 25 年 6 月

（[http://siensha-kiko.net/62\\_S4.pdf](http://siensha-kiko.net/62_S4.pdf)）（2013 年 11 月 16 日閲覧）。

<sup>49</sup> 奈良県庁「奈良県社会復帰促進就労支援シンポジウム」（<http://www.pref.nara.jp/33191.htm>）及び全国就労支援事業者機構「全国就労支援事業者機構ニュース」Vol.11 平成 25 年 10 月（[http://siensha-kiko.net/63\\_S4.pdf](http://siensha-kiko.net/63_S4.pdf)）（2013

以上、更生保護施設と協力雇用主を取り巻く制度の変遷や、住居と就労の一体的支援について見てきた。社会全体で、更生保護施設における住居確保・就労支援を支える動きが見られる一方で、依然として問題が残ることを指摘した。次節では、上記の課題に対し、どのような取り組みが更生保護施設被収容者に対してなされるべきか、考察する。

## 第5節 住居確保・就労支援の今後に向けて

### 1、住居確保

更生保護就労支援モデル事業における住居確保の取り組みは、定住率が46.0%と就労支援と比して十分な成果が伴っているとは言い難い。更生保護就労支援事業所内でも住まい探しに関する相談・助言が行われているが、同事業所の得意分野が主に就労支援であることから、住居確保まではなかなか力が及ばなかったことが現状の理由として挙げられている<sup>50</sup>。

また、就労支援と比して住居確保は、支援のための枠組みが十分でないと考えられる。近年、就労支援において、協力雇用主の開拓が社会全体の支えのもと行われ、さらに協力雇用主の雇用促進が省庁横断的になされたように、住居確保についても更生保護施設職員や保護司の取り組みを支える制度が必要ではないか。先述したように、一部の更生保護施設で行われているような、職員が担当者と顔なじみになり、入居審査の比較的緩和された物件を確保するという取り組みも制度としてあるわけではない。刑務所出所者等の受入に協力的な賃貸主の開拓や、入居に際して初期費用を抑えることのできる物件をリスト化し把握できる体制を整えることが、住居確保を推進する一助となるのではないか。

このような基盤の整備に加えて、更生保護就労支援モデル事業の効果検証から明らかになったのは、住居確保に不動産関係者を得意分野とする人材を取り込むことの必要性である。例えば、その土地で不動産会社に長く勤めた宅地建物取引主任者が考えられる。そうした人々が更生保護就労支援事業所の一員として自らの専門性を活かして、住居探しについて助言することや、賃貸契約の際に、刑務所出所者等と賃貸主の両者の間を取り持つことで、住居確保をより円滑に行えるのではないか。

以上がお金はあるが保証人がいないことにより住居を確保できない者に対する支援体制である。しかし、更生保護施設被収容者の中には就労を果たして間もないなど、所持金もほとんどないという者もいる。そうした者に対しては、福祉機関につなげるという道がある。実際に、東京保護観察所、新宿区公共職業安定所、更生保護施設「斉修会」と「更新会」や、東京都更生保護就労支援事業所に加え、新宿区福祉部生活福祉課、東京社会福祉士会「低所得者支援センター」ほか複数の福祉機関からなる実務連絡者担当

---

年11月16日閲覧)。

<sup>50</sup> 法務省保護局・前掲注(41)22頁。

会が、新宿区では年 2 回行われている。会議では、住居が見つけれず福祉の枠組みで住まいを探すときの調整のあり方が検討されている。このように、住居が見つけれない人への支援を、福祉機関との連携により行うことが重要ではないか。

更生保護施設において、被収容者に対して、こうした制度を積極的に活用させることにより、より迅速に、かつ、確実に住居を提供できるようになると考えられる。

## 2、就労支援

更生保護就労支援モデル事業の就職活動支援による就職率は 75.0%、職場定着支援による職場定着率は 75.2%と一定の成果をあげている。また、前節で述べたように、近年の取り組みによって従来の各更生保護施設が独自に持っていた協力雇用主に加えて、保護観察所に登録された多くの協力雇用主を、公共職業安定所を介して利用できる仕組みが強化された。

だが同時に、これらの制度が実施されても、未だ課題が残されていることについても前節で指摘してきた。その理由として、一つに刑務所出所者等総合的就労支援対策の項で紹介したとおり、厚生労働省と法務省では一つの施策のなかでも、支援対象となる協力雇用主の基準が異なるという点がある。この基準の違いは、公共職業安定所に設けられている刑務所出所者専門窓口において専門スタッフが協力雇用主を紹介する場面に影響している。つまり、法務省管轄の保護観察所登録の協力雇用主のなかには雇用保険に加入していない協力雇用主もいるのだが、一方で厚生労働省管轄の公共職業安定所では、そのような雇用保険未加入の協力雇用主は紹介されない。雇用保険未加入の協力雇用主でもなかには積極的に雇ってくれる雇用主がいる、という意見も保護観察所の方ではある。そこで、更生保護施設に入所しているような刑務所出所者等の希望や適性を考慮して、公共職業安定所が雇用保険未加入の協力雇用主につなげた方が良いと判断をした場合、保護観察所の方に引き継ぎをし、保護観察所において雇用保険未加入の協力雇用主を紹介できるよう両者の連携を強化していくべきではないか。

就労支援、職場定着支援において、先述の体制整備に加えて、刑務所出所者自身の内面への働きかけも重要である。協力雇用主・刑務作業契約企業に対するアンケート調査では、刑務所出所者等を雇用する際の必要条件として「社会人としての自覚」、「社会常識」が半数を超えており、刑務所等を出所するまでに身につけてほしい知識・能力として「社会常識」が高い比率となっている<sup>51</sup>。つまり、社会人としての常識・自覚を醸成することが雇用先での勤務において重要なことであるということである。

現在、一部の更生保護施設では、**Social Skills Training (SST)** や職場体験をはじめとして社会人としての心構えを身につける処遇が行われている。しかし、教育により頭ではわかっている、いざ職に就き、相談する人がいないと問題を抱え込み、職場に定着できずトラブルを起こすこともある。更生保護施設を退所した後も、継続的な就労が

<sup>51</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）242 頁。

実現できるように退所者を支援する必要があるのではないか。更生保護就労支援モデル事業における就労支援員の取り組みが、職場定着率の向上に寄与したという事実も、退所後の継続的な支援の予想される効果の高さを示している。

更生保護施設退所者への継続的な支援は、職場定着に資するのみならず、更生保護施設の処遇の向上という点でも重要である。とある更生保護施設では、退所者の状況等を知る手段として任意のアンケートを実施しているが、原則、更生保護施設では退所者の後追いをすることはしていないそうだ。とりわけ、退所者のうち保護観察期間が終了した者については、更生保護施設が退所者の実態を知ることは難しい。

更生保護施設を退所したのち、更生保護施設で行った指導がどのように役に立ったか、雇用主との関係は良好かといった情報は本来、更生保護施設の処遇の改善には欠かせない。そこで就労支援事業所の就労支援員や公共職業安定所職員による更生保護施設退所者への相談業務などの継続的な支援を強化し、その支援のなかで、更生保護施設退所者の意見や要望等を把握し、更生保護施設にフィードバックすることが必要ではないか。これにより、更生保護施設においてもさらに充実した処遇が可能となる。

刑務所出所者等総合的就労支援対策、全国就労支援事業者機構、そして更生保護就労支援モデル事業と年を追うごとに刑務所出所者に対しての就労支援を行っていく環境は整いつつある。それらの環境をさらに充実させていき、対象者の内面を更生保護施設退所後のケアによって強化していけば、一層実りのある就労支援ができるだろう。

### 3、まとめ

更生保護施設被収容者の住居確保・就労支援は、更生保護施設職員を中心に従来から協力雇用主といった善意の篤志家により支えられてきた。近年では、愛知県安城市での重大再犯事件等に端を発し、刑務所出所者等総合的就労支援対策や更生保護就労支援モデル事業が国の取り組みとして開始された。また刑務所出所者等を雇用することによる再犯防止効果がもたらす社会の恩恵を考え、協力雇用主を経済界全体で支えようとする全国就労支援事業者機構も設立されるに至った。地方公共団体も、協力雇用主への支援を行っている。

協力雇用主に始まり、保護観察所や公共職業安定所、さらには NPO 法人の全国就労支援事業者機構により、慈善の想いや再犯防止といった社会防衛の面から更生保護施設被収容者を支える輪が広がっていった。更生保護施設被収容者の社会復帰を達成するためには、このように社会全体で住居確保・就労支援を充実させていき、退所後の進路を幅広く用意し、利用を容易にすることが必要なのではないか。

## 第2章 薬物事犯者への処遇

### 第1節 薬物事犯

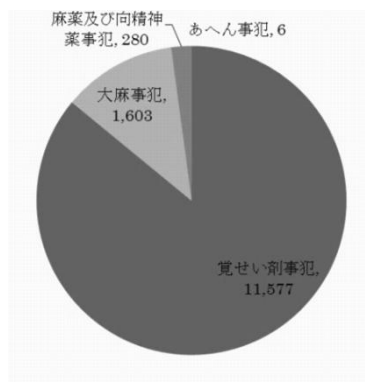
薬物事犯者の処遇は困難が伴う。保護観察が付されるにせよそうでないにせよ、再犯に至らないよう医療機関や精神保健福祉センターのような公的な支援を受けたり、DARCのような自助グループに自ら参加したりするなどの継続的な努力が必要であるが、必ずしも実現できていないのが現状である。こうした薬物離脱のプロセスには、薬物事犯者の引受人による多角的なサポートが重要である。しかし、主な引受人となる家族の薬物依存症に対する知識不足や薬物問題に対する動揺などによって、家族関係が希薄になっている薬物事犯者も少なくない。

さらに薬物事犯者は性犯罪者・放火犯・粗暴犯などと同様に、処遇のみならず、社会的な反発といった面からも社会内での処遇は困難であるため、薬物事犯者は自立困難者に分類されている<sup>52</sup>。

### 第2節 薬物処遇の必要性

本章では薬物事犯者について扱うが、規制薬物は「大麻取締法に規定する大麻、毒物及び劇物取締法第3条の3に規定する興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物及び劇物（これらを含む物を含む。）であって同条の政令で定めるもの、覚せい剤取締法に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及びにアヘン法に規定するアヘン及びけしがら」（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律2条）とされている。これら規制薬物の中でも、図2-2-1からわかるように、覚せい剤事犯者が最も多いことが分かる。よって、薬物事犯者のなかでも覚せい剤事犯者を主に取り上げる必要があると考える。

図2-2-1：薬物事犯別検挙人員（2012年度）（人）



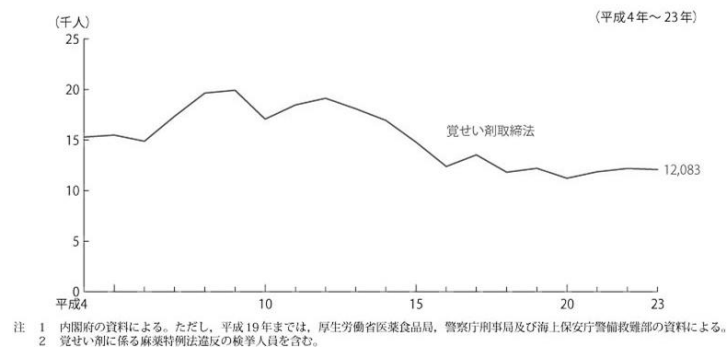
<sup>52</sup> 北川正博「自立困難な出所者等の受入拡大に期待して」

（<http://www.chibaken-kiseikai.org/fukuden/fukuden7.html>）（2013年11月11日閲覧）。

注：警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課「平成 24 年度中の薬物・銃器情勢 確定値」（2013 年）2 頁を基に筆者作成。

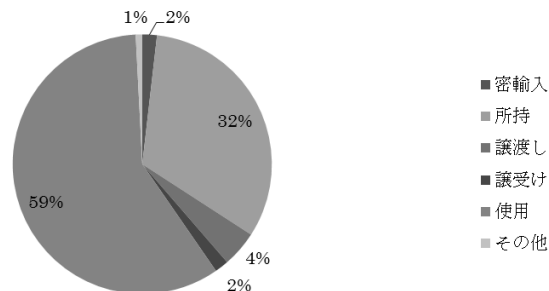
覚せい剤事犯者についてみると、図 2-2-2<sup>53</sup>に示されるように、1995（平成 7）年から増加傾向にあったが、2001（平成 13）年以降はおおむね減少傾向にある。

図 2-2-2：覚せい剤取締法違反（覚せい剤に関わる麻薬特例法違反含む）の検挙人員の推移



ひとくちに覚せい剤事犯者といっても、その態様は様々であるが、図 2-2-3 に示されるように、単純使用・単純所持で全体の約 9 割を占めている。

図 2-2-3：覚せい剤取締法違反検挙人員（違反態様別）（2012 年度）



注：警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課「平成 24 年度中の薬物・銃器情勢 確定値」（2013 年）6 頁を基に筆者作成。

次に図 2-2-4、図 2-2-5 から全体に占める初犯者の割合が減っている一方で、再犯者の割合が増えていることがわかる。

さらに、覚せい剤取締法違反は同一罪名再犯率が 60.1%と他の一般刑法犯より高い。また、再犯期間の短い者も多くなっている<sup>54</sup>。このことから、再犯を防止するための処遇が重

<sup>53</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）158 頁。

<sup>54</sup> 染田恵「犯歴等から見た日本における再犯者の実態とその対策の在り方」  
(<http://www.jcps.or.jp/publication/1903.html>)（2013 年 9 月 18 日閲覧）。

要になる。

図 2-2-4：覚せい剤事犯に占める初犯者数の推移

| 年別    |         | 平9     | 平20    | 平21    | 平22    | 平23    | 平24    |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分    |         |        |        |        |        |        |        |
| 覚醒剤事犯 | 検挙人員    | 19,722 | 11,025 | 11,655 | 11,993 | 11,852 | 11,577 |
|       | うち初犯者数  | 10,503 | 4,837  | 4,890  | 4,879  | 4,814  | 4,461  |
|       | 構成比率(%) | 53.3   | 43.9   | 42.0   | 40.7   | 40.6   | 38.5   |
|       | 年齢別     |        |        |        |        |        |        |
|       | 50歳以上   | 290    | 304    | 291    | 334    | 350    | 389    |
|       | 40～49歳  | 794    | 807    | 935    | 916    | 1,029  | 1,060  |
|       | 30～39歳  | 2,341  | 1,864  | 1,927  | 1,894  | 1,806  | 1,679  |
|       | 20～29歳  | 5,624  | 1,651  | 1,528  | 1,536  | 1,468  | 1,207  |
|       | 20歳未満   | 1,454  | 211    | 209    | 199    | 161    | 126    |

注：警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課「平成 24 年度中の薬物・銃器情勢 確定値」（2013 年）5 頁。

図 2-2-5：覚せい剤事犯者に占める再犯者数の推移

| 年別    |         | 平9     | 平20    | 平21    | 平22    | 平23    | 平24    |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分    |         |        |        |        |        |        |        |
| 覚醒剤事犯 | 検挙人員    | 19,722 | 11,025 | 11,655 | 11,993 | 11,852 | 11,577 |
|       | うち再犯者数  | 9,219  | 6,188  | 6,765  | 7,114  | 7,038  | 7,116  |
|       | 構成比率(%) | 46.7   | 56.1   | 58.0   | 59.3   | 59.4   | 61.5   |
|       | 年齢別     |        |        |        |        |        |        |
|       | 50歳以上   | 81.8   | 79.3   | 82.1   | 81.2   | 81.5   | 81.3   |
|       | 再犯者率    |        |        |        |        |        |        |
|       | 40～49歳  | 72.0   | 70.6   | 69.6   | 72.2   | 70.4   | 70.0   |
|       | 30～39歳  | 56.3   | 54.0   | 55.3   | 56.2   | 56.1   | 56.8   |
|       | 20～29歳  | 32.5   | 34.2   | 35.8   | 35.3   | 32.9   | 37.6   |
|       | 20歳未満   | 8.9    | 15.3   | 18.7   | 12.7   | 12.0   | 14.9   |

注：警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課「平成 24 年度中の薬物・銃器情勢 確定値」（2013 年）5 頁。

### 第 3 節 刑の一部執行猶予制度

薬物事犯者に対する処遇に関する新しい制度として「刑の一部執行猶予制度」が挙げられる。

刑の一部執行猶予制度については、「刑法等の一部を改正する法律案要綱」（平成 25 年 3 月 22 日国会提出。同年 6 月 13 日可決。以下、「要綱」と呼ぶ。）に基づいてその内容が定められている。また、この制度の対象者となる薬物の自己使用者等については、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案要綱」（平成 25 年 3 月 22 日国会提出。同年 6 月 13 日可決。以下、「薬物要綱」と呼ぶ。）に基づいて定められている。

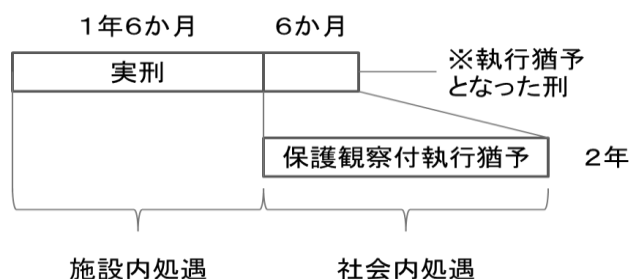
これらを見ると、刑の一部執行猶予については、「3 年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1 年以上 5 年以下の期間、その刑の一部を猶予することができる」（「要綱」第一の一の 1.）と規定されている。つまり、裁判所が有罪の認定を行い、懲役または禁錮の自由刑の宣告をする段階で、言渡された刑と同時に、判決でその言渡した刑の一部の執行を猶予するという制度である。さらに、

猶予期間中は保護観察に付することができ、猶予期間が無事経過すれば、執行が猶予されていない期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減輕するとともに、当該期間の刑の執行が終了した時点で刑の執行を受け終わったことにすることとされている（「要綱」第一の四）。なお、実刑と執行猶予の執行順について、その猶予期間は、その刑のうち執行が猶予されていない期間の刑の執行を終わった日から起算されると規定されている（「要綱」第一の一の3）ことから、猶予されていない部分の刑が先に執行されることになる。

その対象者としては、①刑務所の初入者に対するもの（「要綱」第一の一）と、②薬物使用者に対するもの（「薬物要綱」第三）がある。

図 2-3-1 は、懲役 2 年のうち 6 か月については 2 年間の保護観察付執行猶予の判決が言い渡された場合のイメージ図である。

図 2-3-1：刑の一部執行猶予制度のイメージ図



本制度の導入の目的は、「再犯防止」・「社会復帰」に資するための「刑事制裁の多様化」と「刑の個別化」である。これらを達成するべく、従来の「実刑」と「刑の全部の執行猶予」の中間的な刑事責任に応じた刑罰という新たな選択肢を設けること、そして施設内処遇の後に相応の社会内処遇の期間を確保し、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を図ること、その必要性を根拠に本制度は提案された<sup>55</sup>。

薬物の自己使用等により本制度の対象になった者は、必要的に保護観察に付されることになる（「薬物要綱」第四）。また、薬物事犯者に対する居住地の特定も可能（「要綱」第三の六）になるので、社会内処遇を完全な自由ではなく、ある程度の制約付きで実行できる。

本制度は、2013（平成 25）年 6 月 13 日に国会で成立したもので、施行までの準備期間として 3 年ほどあるが、課題も多い。その間に目的達成のため、より良い運用ができるよう問題点の解決に努める必要がある。

<sup>55</sup> 森久智江「刑の一部執行猶予制度に関する一考察」立命館法学 5・6 号（345・346 号）（2012 年）846-849 頁。

## 第4節 薬物事犯者に対する処遇の現状

### 1、施設内処遇の現状

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が制定され、特別改善指導（第103条）として「薬物依存離脱指導」が麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある受刑者を対象として行われている<sup>56</sup>。その内容は、平成18年5月23日付法務省矯正局長依命通達「改善指導の標準プログラムについて」（以下、「依命通達」という。）により定められ、グループワークをベースとした処遇が実施されている。このプログラムの目標は「薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせること」（依命通達別紙1の1）とされている。プログラムは、講義、視聴覚教材視聴、課題学習、討議、個別面接等の方法を適宜組み合わせて行われている。1単元50分、12単元を標準とし、単元ごとに適当な間隔を空け、3か月から6か月継続する。指導を行う者は職員、民間協力者（薬物依存からの回復を目指す民間自助団体、医師や薬剤師等の医療関係者、警察関係者等、薬物問題に関する専門家等）である。

しかし、従来の業務に加え特別改善指導を実施することで職員の負担が増大しており、また、プログラム内容の実施には専門知識や指導技術が必要であるが、そのような知識・技術も有する指導人員を十分に確保できていない施設も多く、薬物依存離脱指導を受けないまま出所する受刑者も多数いる<sup>57</sup>。13の刑事施設を調査した結果によれば、2008（平成20）年に出所した薬物依存離脱指導を受けるよう指定された受刑者1,440人（他施設へ移送された者は除く。）についての指導の実施率は51.0%にとどまっている<sup>58</sup>。

なお、現在、長野刑務所を男子パイロット施設として、高度な内容の指導を試行している。

### 2、社会内処遇の現状

現状の社会内での薬物事犯者に対する処遇は、保護観察所における「覚せい剤事犯者処遇プログラム」が中心となり、大学・研究機関、DARC、MAC、精神保健福祉センター、医療機関などが連携して処遇を行っている。

この連携を踏まえ、社会内処遇に関わる機関として①保護観察所、②精神保健福祉センター<sup>59</sup>、③ナルコティクス・アノニマス（NA）<sup>60</sup>、④DARC、⑤MAC<sup>61</sup>、⑥更生保護

<sup>56</sup> 法務省法務総合研究所編『〔平成21年版〕犯罪白書』289頁。

<sup>57</sup> 鴨下守孝、多田一、竹下賀子「改善指導の実施状況に関する調査研究」中央研究所紀要17号（2007年）8頁。

<sup>58</sup> 総務省「薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視－需要根絶に向けた対策を中心として－結果に基づく勧告」（2010年）（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000059420.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000059420.pdf)）（2013年11月4日閲覧）。

<sup>59</sup> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律6条に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉を図るために各都道府県・指定都市に1か所ずつ設置されている。2010（平成22）年4月の段階で、全国68か所。薬物関連問題の相談は特定相談事業として業務に位置づけられているが、一定期間における継続的な治療プログラムなどを実施しているセンターは少なく、また、その程度も様々である。東京都、群馬県、栃木県、大阪府堺市のセンターでは意欲的な取り組みがみられる一方、場所によっては、その地域の自助グループなどに任せる所もあるようである。（江刺正嘉「クローズアップ2013：精神保健福祉センター、機能不十分 要員不足、手回らず」毎日新聞（2013年1月15日、東京朝刊、3面）、及び、セルフヘルプ支援センター沖縄HP「セルフヘルプ&リカバリー」

施設、⑦医療機関<sup>62</sup>が挙げられるが、特に重要な①、④、⑥について項目を設けて述べる。

#### (1) 保護観察所について

保護観察所で行われている覚せい剤事犯者処遇プログラムは、覚せい剤を再び使用しないとの意志を強化・持続させることを目的として実施する簡易薬物検出検査（簡易試験による尿検査又は唾液検査）と覚せい剤を再び使用しないようにするための具体的な方法を習得させることを主な目的とする 5 課程<sup>63</sup>からなる教育課程により構成された専門的処遇を内容とする<sup>64</sup>。

実施対象者は、覚せい剤の自己使用の罪を含む犯罪事実により、保護観察期間が 6 か月以上の仮釈放となっている者、または、過去に規制薬物の反復使用があり、裁判所によって本プログラムを特別遵守事項に定めるのが相当と意見された執行猶予者<sup>65</sup>、原則として 2 週間に一回の頻度で指定された日時に保護観察所に出頭し、保護観察官が実施するプログラムを受けることになる。

また、保護観察所では、覚せい剤などの薬物を使用していないかの確認のために、特定の薬物使用をある程度の精度で見分けることが可能な簡易検査キットを使用した尿検査を実施している<sup>66</sup>。この検査は薬物の再使用の摘発のためではなく、薬物を使っていな

---

( <http://www.geocities.jp/centerokinawa/mhc.html> ) (2013 年 10 月 31 日閲覧)。

<sup>60</sup> 薬物依存者（ドラッグアディクト）であれば使用したドラッグの種類に関わらず、誰もがメンバーになることができる自助グループである。現在、167 のグループが 430 のミーティングを開いている。活動は定期的に集まり、薬物依存から回復するためにどういったことをしたか、どうしたらうまくいったかをメンバー内で共有するミーティングを行うというものである。ミーティングは公民館などの施設を借りて行われており、入会金も会費なく、寄付金で運営されている。(ナルコティクス・アノニマス・ジャパン HP「NA 日本全国ミーティング一覧」

( [http://najapan.org/pdf/NALIST\\_J.pdf](http://najapan.org/pdf/NALIST_J.pdf) ) (2013 年 10 月 31 日閲覧)、及び、ナルコティクス・アノニマス日本公式 HP ( <http://najapan.org/top.html> ) (2013 年 10 月 16 日閲覧)。

<sup>61</sup> 依存症からの回復と社会復帰を目指す中間施設として、現在 17 の施設 が利用者を受け入れ、活動を行っている。対象として、薬物依存症、ギャンブル依存症、摂食障害などを含む施設は多くあるものの、全施設を通して主な対象はアルコール依存症者であり、薬物依存を主に扱っている訳ではない。また、スタッフは依存症の当事者である。利用者は毎日施設に通い、無料でプログラムを受けることができる。内容は各施設により異なるが、どの施設でも 12 ステッププログラムを利用した毎日のミーティングが基本となる。また、17 施設のうち約半数の施設ではナイトケア施設を所有しており、入所利用が可能であるが、定員は 10 名以下の少数である場合が多い。利用料は施設によって差があるものの、おおむね 10 万円前後である。利用者は共同生活をしながらミーティング等のプログラムを受けることとなる。(NPO 法人ジャパンマック (J-MAC) HP ( <http://japanmac.or.jp/> ) (2013 年 10 月 16 日閲覧)、及び、全国マック協議会 HP ( <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~zen-mac/index.html> ) (2013 年 10 月 16 日閲覧)。

<sup>62</sup> 2013 (平成 25) 年 6 月 11 日付の第 183 回国会法務委員会第 17 号議事録によれば、「薬物依存に伴う急性・慢性の中毒症状や後遺症（精神病的症状や認知レベルの障害等）に対する治療が中心」であり、認知行動療法による薬物依存治療プログラムを行っている医療機関が全国で 23 か所 (2013 年 2 月時点) と極めて少ない。

<sup>63</sup> 5 課程とは以下のとおりであり、ワークブックを使用し、学習する。

- ① 断薬の意義
- ② 危険な状況を事前に避ける方法
- ③ 危険な状況からの脱出方法
- ④ 危機的な状態からの脱出方法
- ⑤ 再発防止計画

<sup>64</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注 (56) 290 頁。

<sup>65</sup> 松本・前掲注 (7) 90 頁。

<sup>66</sup> 特別遵守事項としてこのプログラムの受講が義務付けられていない者（そのプログラムの課程を修了した者を含む）についても、必要に応じその自発的意思に基づく簡易薬物検出検査が実施されている。2010 (平成 22) 年の全国の保護観察所におけるプログラムの処遇の開始人員は、仮釈放者が 968 人、保護観察付執行猶予者 419 人、自発的意思の下での簡易薬物検出検査の実施件数が 7,282 件であった。(岡田和也「薬物乱用者に対する更生保護のかかわり」

( [http://www.shimofusa-pc.jp/training/yakubutsu\\_pro\\_no4\\_17.html](http://www.shimofusa-pc.jp/training/yakubutsu_pro_no4_17.html) ) (2013 年 10 月 25 日閲覧)。

いことの証明であると説明されており、強制ではなく、検査の回数や頻度についても、本人の自発的意思をベースに設定され、あらかじめ定めた日時に行われる。尿検査という短期的な目標を設定し、それをクリアしていくことで、薬物の回避行動が強化され、定着させていく効果が期待されている。また、陰性結果が積み重なることにより、薬物事犯者本人の自信となる。さらに、家族からの信頼も得られ、家族関係の改善にも役立つとされる。

この尿検査の効果については、図 2-4-2-1 に示した通りである。尿検査が導入された 2004（平成 16）年 4 月以降に刑務所等を仮釈放され、2005（平成 17）年に保護観察期間が終了した者のうち、本件罪名に覚せい剤取締法違反が含まれるもの 4,792 名について、仮釈放期間中の尿検査実施者と未実施者の仮釈放取消率を比較すると、検査実施者の取消率は未実施者と比較して低くなっている。このことから、本検査には効果があることが分かる<sup>67</sup>。

図 2-4-2-1 尿検査実施者と未実施者の仮釈放取消し率の比較

| 検査実施／未実施 | 実施者           | 未実施者           |
|----------|---------------|----------------|
| 保護観察終了人員 | 1, 834 名      | 2, 958 名       |
| うち仮釈放取消し | 76 名( 4. 1 %) | 220 名( 7. 4 %) |

また、従前の「覚せい剤事犯者処遇プログラム」を発展させた「新薬物処遇プログラム」も施行予定である<sup>68</sup>。

## (2) DARC について

DARC（Drug Addiction Rehabilitation Center）<sup>69</sup>は、薬物依存症からの回復を目指す者たちによる共同生活を起源とする民間の薬物依存症リハビリ施設である。2012（平成 24）年 5 月時点で、全国 50 か所に 66 施設が設置されている。スタッフは全て薬物依存症経験者であり、当事者同士での支援活動であることが特徴的である。活動内容は施設によって差があるものの、共通して行われている中心的な活動は、当事者同士が経験を分かち合う毎日のミーティングである。

薬物事犯者やその家族に対する処遇に関して刑事施設や保護観察所への協力も行っており、2012（平成 24）年度からは、保護観察対象者等の薬物依存回復訓練の委託も開始され、31 施設に委託された<sup>70</sup>。その目的は、「覚せい剤等の使用経験のある者のグループミーティングにおいて、保護観察対象者等が自らの体験を発言し、そして他者の体験を聴くことによって、薬物依存に至った自分の問題性について理解を深めるとともに、覚

<sup>67</sup> 岡田・前掲注（66）。

<sup>68</sup> 岡田・前掲注（66）。

<sup>69</sup> 日本ダルク公式 HP（<http://www.darc-dmc.info/>）（2013 年 9 月 16 日閲覧）。

<sup>70</sup> 内閣官房 HP「第 4 回再犯防止対策ワーキングチーム【配布資料】「再犯防止に向けた総合対策」の実施状況について【平成 25 年度版】」3 頁（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai4/gijisidai.html>）（2013 年 9 月 16 日閲覧）。

せい剤等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得すること」とされている<sup>71</sup>。

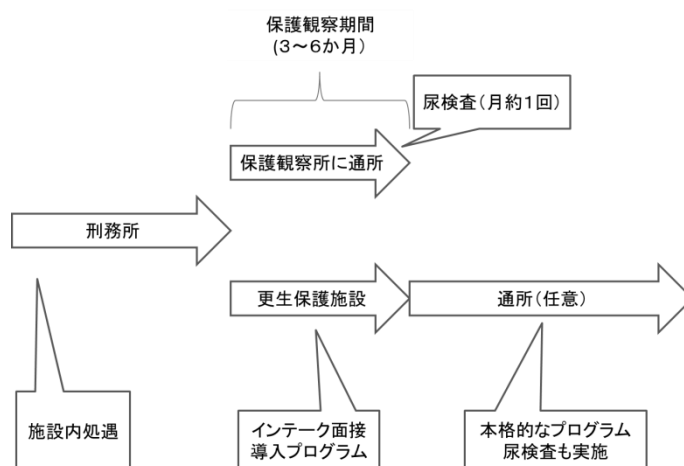
2011（平成 23）年から緊急的住居確保・自立支援対策の一環として自立準備ホームの整備が開始されたが、DARC 等民間リハビリ施設からは 41 事業者が登録している<sup>72</sup>。

### （3）更生保護施設

現状では薬物処遇を実施している更生保護施設の数に限られている。現在、薬物処遇重点更生保護施設（以下、「重点更生保護施設」という。）として全国で 5 か所の施設が指定されており、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門スタッフを配置し、予算も配分される予定である。

図 2-4-2-2 が現在、精力的に薬物処遇を行っており、実際に訪問した更生保護施設「両全会」における処遇の流れである。

図 2-4-2-2：両全会における薬物処遇の流れ



注：「ローズカフェプログラム パンフレット」を基に筆者作成。

## 第 5 節 刑の一部執行猶予制度施行後の処遇のあり方

刑の一部執行猶予制度が施行されれば、保護観察対象者が数千人単位で増えることが予想される。法務省の試算によると、一部執行猶予制度で出所する薬物依存者は年間約 3,000 人、その中で帰住先のない者は 700 人程度になると想定<sup>73</sup>され、人数はさらに累積して積みあがっていく。そのため、受け皿を確保するという点に検討の余地があるのではないかと考える。

薬物事犯者の場合は、保護観察中の特別遵守事項として保護観察中に「規制薬物等の使

<sup>71</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）270 頁。

<sup>72</sup> 伊藤一郎、江刺正嘉「クローズアップ 2013：一部執行猶予導入、改正刑法成立 薬物依存、受け皿に課題」毎日新聞（2013 年 6 月 14 日、東京朝刊、3 面）。

<sup>73</sup> 伊藤一郎、江刺正嘉「刑の一部執行猶予制度：薬物依存者に専門治療の道」毎日新聞（<http://mainichi.jp/select/news/20130614k0000m040083000c.html>）（2013 年 8 月 21 日閲覧）。

用を反復する犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること」が義務づけられる（「要綱」第三の二）。この点を踏まえ、刑の一部執行猶予制度の対象となった薬物事犯者について、どのように処遇していくべきか考えていきたい。

## 1、施設内処遇と社会内処遇の一貫性

刑の一部執行猶予制度の対象者の特徴は、必ず刑事施設に入所することである。再犯防止のためには、全ての薬物事犯者がなんらかの処遇を受けることが必要不可欠であろう。

施設内処遇として行われる「薬物依存離脱指導」は覚せい剤事犯者以外の薬物依存者も対象とされている一方、社会内処遇で中心的役割を果たす保護観察所における処遇の対象者は、覚せい剤事犯者に限られている。施設内における「薬物依存離脱指導」の実施率は十分とは言えず、また薬物事犯者全体に占める覚せい剤事犯者の割合が大きい現状を鑑みると、施設内処遇において、まず、覚せい剤事犯者を優先的に処遇に付す必要があるのではないかと。

刑事施設におけるプログラムの実施率を高めるとともに、その対象を絞ることで、覚せい剤事犯者のうち、刑事施設でのプログラム受講経験を有する者が増加すると考えられる。これによって、刑の一部執行猶予制度の対象者の「必ず一度刑務所に入所する」という特徴を活かすことができ、社会内処遇への足掛かりとなるのではないかと。しかし、刑事司法の枠内での対応は、薬物依存症そのものに対する治療ではなく、依存からの回復のきっかけに過ぎない。覚せい剤取締法違反者に関する、犯歴の回数と量刑の重さの変化、及び犯歴の回数と再犯期間の変化の分析結果によると、覚せい剤取締法違反のみを繰り返した者の経過は、回数を重ねるにつれて、量刑は重く、再犯期間は短くなっている<sup>74</sup>。この分析からも、刑事罰は薬物乱用の根本的治療にならないことが分かる。

施設内処遇は例えば「底つき」<sup>75</sup>のように「薬物使用をやめる」という強い意思を形成する段階である。現在の薬物依存離脱指導においても行われているが、刑の一部執行猶予制度の対象者には長期にわたる社会内処遇の効果を高めるためにも、特にしっかりとした薬物からの離脱意思を持たせることが必要ではないかと。また、社会内での薬物依存離脱処遇を円滑に進めるために、動機づけ面接法<sup>76</sup>を取り入れることが効果的であると考

<sup>74</sup> 染田・前掲注（54）。

<sup>75</sup> 「底つき」は薬物依存離脱の過程において大事な経験であるとされる。「底つき」とは、薬物をやめないと生きていけないという意識である。刑事施設で強制的に薬物から離れた環境におかれることで、この「底つき」を体験し、効率的に社会内処遇に繋いでいけるのではないかと考える。（独立行政法人国立精神・神経医療研究センターHP「〔厚生労働省作成〕薬物問題相談員マニュアル」（<http://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/drug-top/data/soudanin.pdf>）（2013年9月18日閲覧）。）

<sup>76</sup> 動機づけ面接法は、薬物・アルコール依存の治療法としてウィリアム・R・ミラーとステファン・ロールニクにより開発された面接法である。強制的に行動を変えようとするのではなく、コミュニケーションの中で心の中にある「変化への動機」を引き出すことに焦点があてられる。ミラーらによれば、動機づけ面接法を治療への導入として用いることが効果的であるという。動機づけ面接法で治療を開始した人は、治療を受けなかった人に比べて、治療継続率が高く、治療結果がよいという報告があるためである。従って、施設内におけるプログラムの最初にこの面接法を導入することにより、以降の処遇でのより高い効果が期待される。（ウィリアム・R・ミラー、ステファン・ロールニク著、松島義博、後藤恵訳『動機づけ面接法 基礎・実践編』（星和書店、2007年）。）

える。

このようにして、施設内でのプログラムと社会内でのプログラムの連携をより一層強化することによって、再使用防止へのさらなる効果を期待することができると考えられる。この連携のためにも、犯罪対策閣僚会議でも指摘<sup>77</sup>されているように、施設内処遇と社会内処遇は連続させる必要がある。そのために、保護観察所において施設内・社会内双方のプログラム受講歴を一括して管理するべきではないか。

参考として、少年院の場合は、「少年簿」「個別処遇計画（表）」「成績経過記録表」により仮退院者の処遇内容や結果等を保護観察所へ送付することとされており、施設内・社会内の連携が図られている。一方、刑事施設は、受刑者の収容期間中、特別改善指導を含む矯正処遇の実施状況や評価結果等を記録することとされているが、それらの記録を受刑者の仮釈放時に保護観察所へ提供することとはされていない。刑事施設においても、薬物依存離脱指導につき、本人の希望・意欲、改善すべき問題点、矯正処遇の評価などを「処遇調査票」及び「評価票」として作成しているところもあるが、少年院ほど詳細ではない<sup>78</sup>。

刑事施設での処遇を保護観察所が把握出来れば、それぞれの状態を考慮して社会内処遇を開始することができる。そのため、刑事施設内での処遇内容をなるべく詳細に保護観察所に伝える体制を整える必要があるのではないかと考える。

## 2、社会内処遇のあり方

では、薬物事犯者に対する社会内処遇はどのようなものであるべきか。

重点更生保護施設であれば薬物処遇に専念し、臨床心理士や社会福祉士と連携した手厚い処遇を展開できる。また、住居と処遇場所が同じであることで、短期間でも、日常生活をある程度監視することができる。そのため、理想はすべての薬物事犯者に重点更生保護施設で処遇を受けてもらうことであるが、施設数を考慮すると、あくまで理想であり現実的ではない。

よって、重点更生保護施設だけでなく、前述のような薬物依存からの離脱のための施設も利用し、薬物事犯者を振り分ける必要がある。図 2-5-2-2 で述べる分類は、現在指定されている全国 5 か所の重点更生保護施設すべてが専門家による充実した薬物処遇を行える状態であることを前提としている。よって、刑の一部執行猶予制度開始までの約 3 年の間、施設側は薬物処遇を充実させ、受け入れる準備を進める必要があるだろう。また、全国 5 か所以外にも重点更生保護施設を順次増やしていくことが望ましい。その理由は、図 2-5-2-1 に示すように、薬物処遇を行える機関・施設に欠けている地域が存在するからである。まず機関・施設に欠けている地域から重点更生保護施設を優先的に増や

<sup>77</sup> 犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」（2012 年 7 月）6 頁において、「刑務所等収容中から出所等後までを通じて一貫性のある専門的処遇プログラムを効果的に実施するとともに、社会内において、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携による継続的な指導・支援体制を確立する必要がある。」との記載がある。

<sup>78</sup> 総務省・前掲注（58）。

していき、最終的にはどの地域の者も入所・通所に困らない状態にすることが理想である。

では、振り分けをどう行うか。まず、帰住先の有無で分類する。引受人がいる場合は在宅で外部施設へ通所し、処遇を受けることになる。次に帰住先のない者に対し、刑務官が処遇の選択肢の説明を行う。選択肢は①重点更生保護施設へ入居、②DARC もしくは自立準備ホーム指定 DARC へ入居、③重点更生保護施設以外の更生保護施設または自立準備ホームに入居し薬物処遇は各機関へ通所の 3 パターンとする。ここで、③の選択肢を細分化せずに各機関とまとめ、選択肢を 3 つに分類した理由は、選択肢をあまりに細分化すると、説明が複雑になり、受刑者側が混乱すると想定されるからである。そこで、住居と処遇場所が一体である形態として、特別に規則が課され、濃密な処遇が行われる重点更生保護施設に入居する場合と他の被収容者やスタッフと薬物体験を共有し、助け合える DARC に入居する場合の 2 パターンを設けた。またその 2 パターンに通所形態を加えて全 3 パターンを選択肢とした。そして選択肢の説明を踏まえて本人の希望を聞く。重点更生保護施設と DARC は入居できる人数に制限がある。よって、保護観察官の調整のもと、各施設の職員による面接を行い、受け入れ可能かどうかを検討する。受け入れ不可となった場合は、③のグループに振り分けられ、一般の更生保護施設や自立準備ホームに入居し、外部機関に通所することになる。

図 2-5-2-1：薬物処遇を行える施設の分布



注：厚生労働省「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」を基に筆者作成。

通所する外部機関としては、DARC、NA ミーティング、MAC、精神保健福祉センター、医療施設が挙げられる。精神保健福祉センター、医療施設は専門家による処遇である。通所先として多様な処遇施設を提示することで、通所の形態を選んだ際も本人の希望・性格に合わせた処遇施設の選択が可能となる。

本人の希望と施設側の面接を組み合わせた理由として、薬物事犯者の立場に立てば、各処遇の説明を聞いたうえで判断できることで、本人の離脱意思の強弱だけでなく、各人の性格等に合わせた処遇が可能になると考えられるからである。

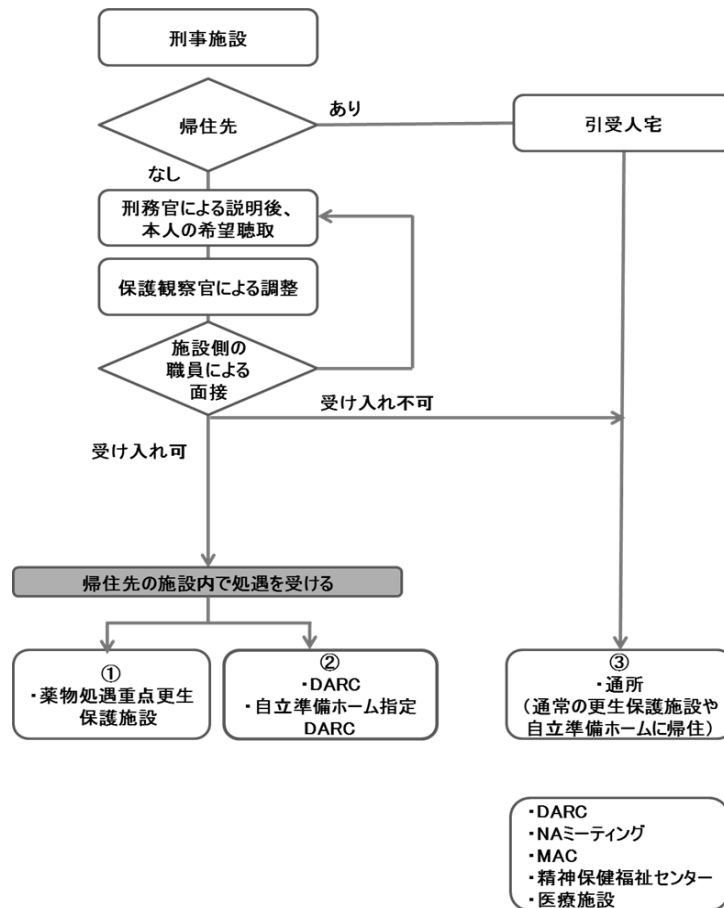
DARC ではグループワークで処遇が行われており、重点更生保護施設においても、職員数が限られていることから、グループワークでの処遇が行われるものと想定される。そのため 1 つのグループに薬物離脱意思が強い者と弱い者が混ざっているグループワークが破綻してしまうが、希望調査と面接を組み合わせることによってそのような危険を回避できる。

このように分類した理由としてさらに、特に重点更生保護施設において薬物離脱が実現するという成果を出す必要性が挙げられる。重点更生保護施設は施設数が 5 か所と限られており、かつ現状で処遇ができていない所は少ない。よって、現在指定されている 5 か所の重点更生保護施設への予算配分を確実に継続し、また、重点更生保護施設を将来的に増やしていくためにも、目に見える形で成果を出す必要があると考える。厳しい規則があることを承知して重点更生保護施設を選んだうえに、施設側も受け入れ可能と判断した者を重点更生保護施設において処遇すれば、数値として目に見える形で確実に再犯者数を減らすことができるのではないかと考える。

また、重点更生保護施設の処遇である認知行動療法の性質も本人の希望と面接を組み合わせた理由として挙げられる。認知行動療法は認知を変えることで行動を変える治療法である。よって、薬物への肯定的な考え方を変える意思が弱い者には、その効果を十分に発揮できない。

さらに、重点更生保護施設に登録され、処遇を行うことになると、更生保護施設周辺に薬物事犯者、薬物処遇関係者が急激に増えることになり、住民の不安という面が課題になる。一方で、新しく更生保護施設をつくるわけではないうえに、今までも薬物事犯者を受け入れているのであるから、新たに住民に対する説明会を行う必要はないのではないかと考える。しかし、万が一薬物事犯者と住民の間にトラブルが起きた時に、大きな問題となる恐れがあるが、未然防止には限界がある。よって、事前に重点更生保護施設となったことを説明して理解を得るという方向性よりも、問題が起きにくいようにする方針を取るべきだと考える。そのためにも、重点更生保護施設の処遇内容を理解したうえで入居を希望し、重点更生保護施設側からも受け入れ可能と判断された者を重点更生保護施設において処遇し、トラブルが起きる可能性を減らすことで、重点更生保護施設の周辺に住む住民の理解も得やすくなると考えられる。

図 2-5-2-2：薬物使用等で刑の一部執行猶予制度対象となった者の出所後の処遇に関する振り分け



(1) 重点更生保護施設への入所を希望し、受け入れ可能とされた場合

両全会では事前に面接をし、離脱意思が強い者を選別して入れているという現状がある。さらに、更生保護施設には大人数を集団で処遇するという特性もある。重点更生保護施設側の面接では、施設で生活するにあたっての決まりを守ることができるかどうかを受刑者に問うことが考えられる。充実した処遇のためには、外出に関するルールを設定するといった生活管理や、レシートの提出の義務付けといった金銭管理などが不可欠であり、それらの順守は施設側の強制力だけではなく、ある程度は入所者側の自発性に頼る部分もある。始めからルールを守る気持ちのない入所者を施設側が統制することや、やる気のない入所者による他の入所者への悪影響を抑止することは困難であると想定される。このようなことによって、手厚い処遇を行うことが出来る、数少ない重点更生保護施設の処遇が破綻することは避けるべきである。したがって、決まりを受け入れる気持ちのある受刑者の入所が優先されることとなり、重点更生保護施設に離脱意思が極端に低い者は入所しないと想定される。

離脱意思の低い者こそ重点更生保護施設で充実した処遇を受けるべきであり、離脱意思の強いものは入所ではなく、通所で十分であるという意見もあろう。しかし、上記の理由により、重点更生保護施設には、結果的に、ある程度離脱意思の高い者が入所することになると考えられる。また、「薬物依存は意思を強く持てば即止められるものではない」<sup>79</sup>ことも知られており、離脱意思が高いからといって、入所ではなく通所形態で十分であるとは断定できない。

したがって、①家族等の引受人がいない、②住居が定まらない、③経済的余裕がない、④薬物からの離脱意思をある程度持っている、という特徴を有していることと想定される。

#### あ、重点更生保護施設における処遇

重点更生保護施設における処遇はどのように行うべきかを論じる。両全会の「ローズカフェプロジェクト」<sup>80</sup>をモデルケースとして検討する。ローズカフェプロジェクトとは、薬物依存者の再犯防止と社会復帰を目的とし、更生保護施設が専門家と連携し行っている本格的な薬物依存回復プログラムである。プログラムに認知行動療法を活用する。対象者は覚せい剤使用で服役後に入所し、参加を希望した者である。認知行動療法のトレーニングを受けた臨床心理士との面接やグループセッションを重ね、薬物使用のきっかけとなるストレスとうまく付き合う方法を学ぶ。期間は6ヵ月(12回)の本プログラムを中心に、通所や本プログラム後のフォローアップを含め3年間とされている。両全会を退所後も通所して受講を継続でき、その際の交通費は両全会が負担している。図2-5-3-1はプログラムの構成を図示したものである。

保護観察期間中は、保護観察所の処遇と同時並行で行う。保護観察所では薬害教育・尿検査といった処遇を行い、重点更生保護施設はより長期のかかわりを通じて、より深く多角的な心理面のケアも含めた、立ち直りの支援を行う。

更生保護施設に入所している時期は短期間である。よってその間は、はじめに初期面接(インテーク面接)を、次に導入プログラムを行う。初期面接の目的は、性格特性や行動傾向を探る検査を実施し対象者を理解するための情報を集め、治療に欠かせないカウンセラーと参加者との信頼関係を構築することである。導入プログラムの目的は、更生保護施設を退所した後の再使用を自分で抑える力をつけることである。具体的には、再使用や対象者のその他の問題に対する応急処置計画をたて、日常生活で想定されるストレスへの対処法リストを作成する等である。その次の本プログラムは、更生保護施設を退所した後、通所の形態で始まる。ここでは、せりがや覚せい剤再乱用防止プログラム(SMARPP)<sup>81</sup>やSMARPPを発展させたSMARPP-16、その他の

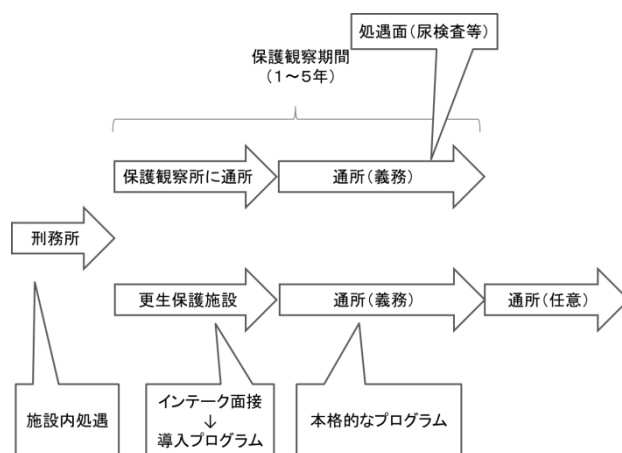
<sup>79</sup> 赤塚康「刑事施設における薬物依存離脱指導プログラムの状況及び展望」中央研究所紀要16号(2006年)62頁。

<sup>80</sup> 両全会「ローズカフェプロジェクト」パンフレット。

<sup>81</sup> 小林桜児「総合的外来薬物依存治療プログラム—Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program (SMARPP)の試み—」精神雑誌112巻9号(2010年)877頁。

認知行動療法（CBT）を用いる。本プログラム後はセッションの頻度を徐々に落とし、本プログラムで学んだスキルを使えているかを検証するフォローアップを長期間にわたって行う。保護観察期間終了後のプログラム受講は任意である。保護観察期間が終了した後も保護観察所と更生保護施設は処遇の役割を分担し、定期的な尿検査等の処遇の面を更生保護施設が担えば、再使用への抑止力となるだろう。

図 2-5-3-1：薬物処遇重点更生保護施設での処遇プログラム



#### い、重点更生保護施設における職員体制

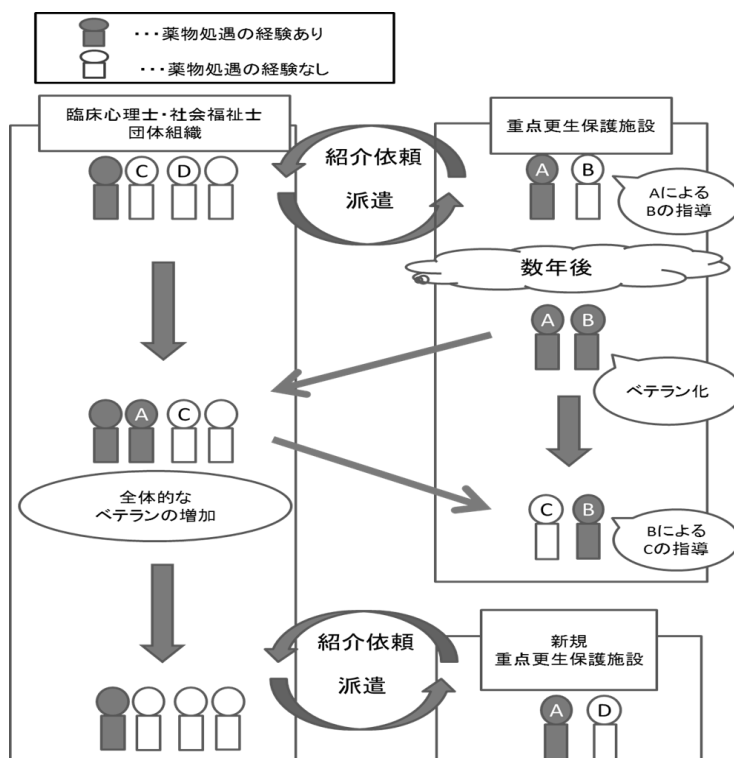
処遇は精神保健福祉士や臨床心理士が担当することになる。重点更生保護施設には、精神保健福祉士や臨床心理士が配置され、予算も交付されることとなるが、精神保健福祉士や臨床心理士をいかに確保するかが課題となる。精神保健福祉士・臨床心理士の雇用形態としては、常勤職員として更生保護施設に就職する場合と非常勤職員として副業で働く場合の 2 パターンが想定される。薬物処遇プログラムは毎日行うわけではなく、臨床心理士の勤務形態は非常勤が基本であることから、施設としての職員数が十分な場合は非常勤の形態も可能であると考えられる。

臨床心理士に対しては、一定期間の継続的なスーパーヴィジョンが望まれるとされるため、「新人」<sup>82</sup>の臨床心理士には、経験のある臨床心理士に相談しながら処遇を検討し、成長できる環境が肝要である。また、「ベテランと言われ、後進の指導の任を負う十分なキャリアを備えた臨床心理士の数は、必ずしも充分とはいえない」<sup>83</sup>という課題がある。これらの点から、薬物処遇未経験者の場合は、経験者と 2 名体制にする、もしくは経験者に相談できる体制を整える必要がある。

<sup>82</sup> 日本臨床心理士会研修委員会『新人研修ガイドライン』によれば、「新人」とは、新規資格取得者が一回目の資格更新をおこなうまでのあいだ、経験年数が 5 年未満の臨床心理士を指す。

<sup>83</sup> 一般社団法人日本臨床心理士会『臨床心理士の基礎研修——ファーストステップ・ガイダンス——』（創元社、2009）5-11 頁。

図 3-5-4-1：臨床心理士・社会福祉士確保のための新たなシステム



このような相談体制を整えるためにも新たな仕組みを構築することを提案したい。現在、各重点更生保護施設が個別に就業可能な人物を探している状況である。今後ますます重点更生保護施設が増加した場合に加え、重点更生保護施設だけでなく、保護観察所、精神保健福祉センターなど臨床心理士や社会福祉士の新たな雇用が必要になる機関が増える場合が想定される。よって、ニーズに応えられるためにも新たな仕組みが必要だと考えられる。そのため、臨床心理士や社会福祉士を束ねる団体が必要である。その団体から重点更生保護施設が紹介を受ける仕組みを提案したい。またこの仕組みができた際に、重点更生保護施設に常時 2 名以上の臨床心理士等を配置し、1 名はノウハウがある経験者、残りは臨床心理士等になったばかりの人や薬物処遇を行ったことのない臨床心理士等を配置する。ノウハウを有する臨床心理士等は、新人育成も行いつつ、処遇を行う。ある程度まで新人を育成し、経験者と呼べる段階となれば、経験者が別の新人と入れ替わる。このような方式を取ることで、全体として、薬物処遇についてのノウハウを有する臨床心理士等が増えることにもなるのではないかな。

臨床心理士等が犯罪者への処遇に対して抵抗感を示すことも想定される。このため、臨床心理士等を対象とし、研修会を行うなどして意識の改革を図る必要がある。現在、法と臨床の協働が「日本家族心理学会（2009 年）や日本家族研究家族療法学会（2010 年）の大会企画ワークショップで実施されたり、法と心理学会第 11 回大会（2010 年）

の大会シンポジウムテーマになったりしてい」る。さらに、「日本臨床心理士会の定例職能研修会で、第 1 回『司法・法務・警察領域専門研修会』（2012 年）が開催され、司法と心理臨床の協働についての研修が本格化し始め」ている<sup>84</sup>。このような活動を通じて、さらに薬物事犯者に対する処遇ができる臨床心理士等の増加を目指すべきである。

精神保健福祉士・臨床心理士の待遇については、国から予算が交付されても十分な待遇は保証できず、ボランティアの側面が残ることが課題である。

## (2) DARC への入所を希望し、受け入れ可能な場合

個人的に DARC に入所する場合と自立準備ホーム指定 DARC に入所する場合がある。個人的に入所する場合、とある DARC によれば、1 ヶ月につき 160,000 円の入寮費がかかるが、補助金制度も用意されている<sup>85</sup>。

DARC は民間の自助グループであるため、統一の基準はなく、施設ごとに処遇も異なる。そのため、一部の DARC では集団で薬物を再使用してしまうという事件<sup>86</sup>も起きた。

どの DARC に入居するかという点は、本人の希望があればその施設から優先して面接を行うものとする。希望がない場合には、出身地など薬物事犯者本人の希望する場所の近くの DARC をあたる。

## (3) 面接で受け入れ不可となった場合、通所を希望する場合

このグループは適当な引受人がいない場合で、全国の更生保護施設や自立準備ホームを住居とし、外部機関に通所することとなる。

### あ、通所の際の問題点

更生保護施設に入所する場合は、刑事施設から出所直後数か月間は、重点更生保護施設と同様に生活面への監視性は確保される。しかし、処遇のために外部機関に通所する必要があるため、精神不安定な状態、または夜間に移動する必要性が生じる可能性がある。榛名女子学園（女子少年院）の薬物プログラム担当の方から「夜間の薬物プログラム中に精神不安定になった子が、落ち着くまでに丸一晩かかり、少数の宿直職員でケアするのが大変だった」というお話を伺った。このことから、処遇中、参加者によっては薬物の話で使用欲求が高まる、過去のトラウマを想起する、現実の問題に直面する等で精神不安定になる場合もある。そして、処遇が終了しても落ち着きを取り戻せない場合、所定の処遇時間終了後も常に継続して専門家のケアが得られるとは言い難い。なかには、精神不安定な状態のまま施設をでて、離れた帰住先まで 1 人で帰る事例もあるだろう。

<sup>84</sup> 廣井亮一『カウンセラーのための法と臨床——離婚・虐待・非行の問題解決に向けて——』（金子書房、2012 年）216-217 頁。

<sup>85</sup> 特定非営利活動法人東京 DARCHP「ダルクホーム事業案内」（<http://tokyo-darc.org/jigyoku.html>）（2013 年 10 月 16 日閲覧）。

<sup>86</sup> 時吉達也「元朝日記者も参加を希望 薬物依存の更生施設『DARC』で薬物売買の実態」産経ニュース（<http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/120421/tr12042112010002-n1.htm>）（2013 年 10 月 16 日閲覧）。

その道中に再犯リスクが高まる恐れがあると考えられる。このような状況への対策として、処遇後に、落ち着いた状態になるまで帰宅させないことが求められるだろう。更生保護施設の職員に外部機関まで送迎してもらうことが望ましいが、自立準備ホーム入居の場合は不可能であるし、更生保護施設入居の場合も職員の負担となるため、できるだけ集団で移動するといった対策が考えられる。

#### い、通所する外部機関

外部機関としては、NA ミーティングへの参加、DARC への通所、MAC への参加、精神保健福祉センター、医療機関が挙げられる。以下、各施設における処遇について検討する。

まず、NA ミーティング、DARC、MAC は自助団体であり、同じ薬物依存症の患者の話を知ることができるというメリットがある。依存から回復した人の話を直接聞くことで希望が見いだせるうえ、同じように依存に苦しむ人たちと悩みを共有することもできる。一方で、専門家の処遇ではないこと、また離脱意思の低い者に周囲が影響される可能性があるというデメリットがある。自助グループは基本的に、離脱意志の低い者・グループを荒らす可能性のある者でも参加を拒めない。よって、グループごとにメンバーの質が変わり、グループワークの効果にも差がでることが予想される。

次に、精神保健福祉センターは専門家による認知行動療法が行われるが、薬物治療用の認知行動療法を実施している施設数が限られている。今後、刑の一部執行猶予制度が施行されれば、薬物処遇の必要性も増加すると想定されるため、薬物処遇の実施が可能な精神保健福祉センターを増加させていくべきだと考える。しかし、急激に増やすことは困難である。よって、薬物処遇を行っていない県に帰住することが決まっている出所者の場合は通所先の選択肢に精神保健福祉センターを含めない、といった対応をとることも必要なのではないか。

薬物治療用認知行動療法を実施している施設数が限られているものの、精神保健福祉センターは、都道府県に必ず 1 施設はあり、薬物依存の相談には応じている。よって、刑の一部執行猶予制度開始後に増加する保護観察対象者に対応するため、大いに活用していくことが求められるだろう。

#### (4) 帰住先のある場合

これは家族等が引受人となり、外部機関に通所する場合である。ただし、このグループでも、本人が自費で DARC に入居を希望する場合も考えられる。

このグループに対しては、引受人への支援が大切となる。引受人に対するアプローチとして家族会や引受人会が行われている。例えば、保護観察所において、生活環境の調整の一環として、覚せい剤事犯者の家族等の引受人を対象に、講習会や座談会（引受人会）を実施している。家族・引受人を対象とする家族会・引受人会は、2012（平成 24）

年度は計 104 回行われ受講者は 1,781 人であった<sup>87</sup>。講師等の協力者として DARC 等の代表者・スタッフ、精神保健福祉センター職員、医療機関の精神科医・職員、薬物依存症の専門家（臨床経験豊富な大学教授等）があげられる。

また、精神保健福祉センターでは、薬物関連問題を有する者の家族を対象とした家族教室の開催、薬物による精神障害者やその家族に対する個別相談指導等を行っている。しかし、家族教室の開催状況に関しては、厚生労働省から精神保健福祉センターに対して、開催についての要請や具体的な開催方法、効果的な事例等についての情報提供が行われておらず、取り組んでいる施設が少ないのが実情である<sup>88</sup>。

さらに、全国薬物依存症者家族連合会では、スペインの回復施設「プロジェクト・オンブレ」のプログラムを取り入れ、薬物依存者を支える家族のための回復プログラム（現在作成中）の導入により、家族回復支援に役立てようとしている<sup>89</sup>。

## 第 6 節 保護観察期間中の薬物の再使用（スリップ）について

### 1、医療の立場

薬物依存は病気である。WHO、ODC（国連麻薬委員会）の表現でも「薬物依存は病気」「再犯ではなく再発」とされており、同じアジアでも、シンガポール、香港、タイ、マレーシアではこのような認識を持って処遇が行われている<sup>90</sup>。アルコール依存症と同様に、依存者には「治療」が必要である。

「医療法人せのがわ」における薬物依存症の治療の基本姿勢<sup>91</sup>として、「刑事司法の領域では、薬物の再使用は懲罰のさらなる長期化で対応されるが、医療福祉の領域では、再発はワン・ステップ上の回復レベルに上がるための良いチャンスと捉え、拒絶することなく、スリップの中から再使用に至った諸条件を整理・排除することによって、断薬継続のための新たな方策を獲得するように指導する。」とある。一方で、覚せい剤による精神病は、図 3-6-1-1 のように、再発を繰り返せば、更に再発しやすくなり、症状も治りにくくなる。よって、医学的な立場からは、多少のスリップは認めるが、早期発見、治療が必要であると考えられる。

<sup>87</sup> 法務省「「再犯防止に向けた総合対策」の実施状況（平成 24 年度）について」（2013 年 5 月）3 頁。

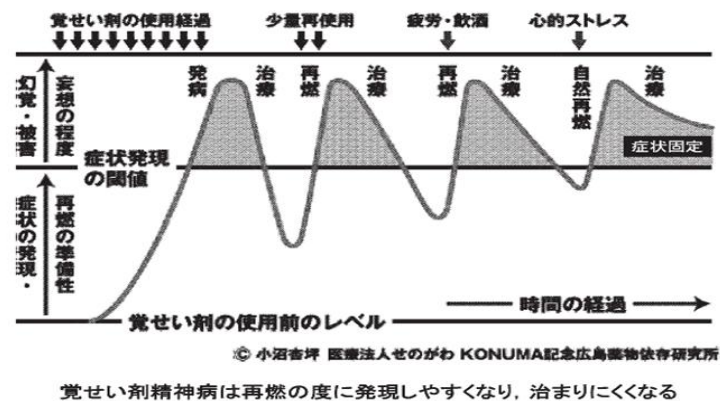
<sup>88</sup> 総務省・前掲注（58）25 頁。

<sup>89</sup> 林隆雄「全国薬物依存症者家族連合会の取り組み」（<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/drug-h23-us/pdf/d4.pdf>）（2013 年 9 月 18 日閲覧）。

<sup>90</sup> 赤塚康「刑事施設における薬物依存離脱指導プログラムの状況及び展望」中央研究所紀要 16 号（2006 年）63 頁。

<sup>91</sup> 小沼杏坪「薬物依存症に対する治療・処遇と回復支援における光と影——急性期治療から地域生活支援まで」精神経誌 113 巻 2 号（2011 年）174 頁。

図 3-6-1-1：再発と薬物依存離脱の関係性<sup>92</sup>



## 2、更生保護施設の立場

ローズカフェプロジェクトでは、保護観察期間終了後の再使用については原則、通報しない立場を取っている<sup>93</sup>。しかし、保護観察期間中に再使用があった場合は通報しなければならない。

先述のとおり、医学的立場からはスリップは回復のチャンスである。また、刑の一部執行猶予制度が薬物事犯者を対象とした意義は、薬物を手に入れることも可能な社会内で、薬物依存を回復させることである。かつ、保護観察期間が従来に比べ長期にわたるため、スリップの可能性も高まるのではないと思われる。

日本において刑事施設における「治療」は医療刑務所などに限定されて処遇されてきたという現状がある。さらに、アルコール依存症と異なり薬物の自己使用は犯罪である。一般人が社会内で薬物を使用した場合は犯罪となるにも関わらず、保護観察対象者が薬物を使用しても犯罪とならないのでは矛盾が生じるし、社会の感情も許さない。

保護観察期間中にスリップがあった場合にどのような対応をすべきかは、今後、工夫が必要な課題となる。

<sup>92</sup> 小沼・前掲注(91) 177 頁。

<sup>93</sup> 規約にて「保護観察期間終了後の再使用については、薬物によって明らかに錯乱状態にあり、緊急の医療や司法の介入が必要であると判断された場合を除き、あなたのプライバシーは完全に守られます。むしろどのように再使用したのかを一緒に共有し、次の再使用を防ぐための方法を一緒に考えることが重要だと私たちは考えています。安心してありのままをお話し下さい。」と規定。

### 第3章 高齢者・障害者への処遇

#### 第1節 特別処遇導入の背景

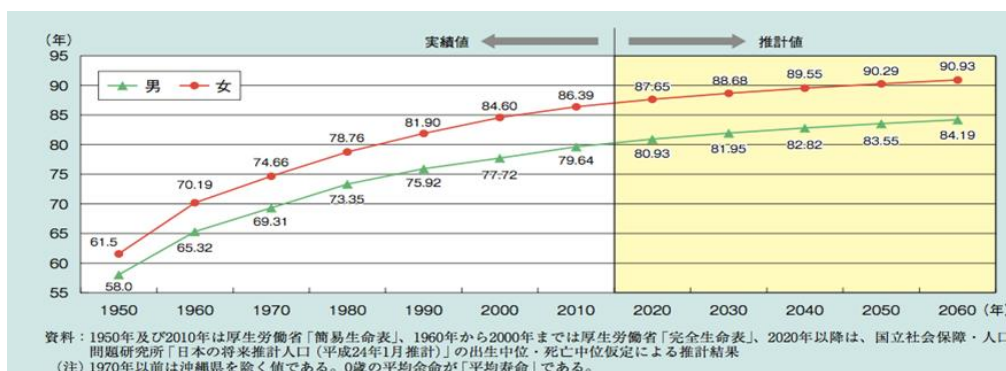
##### 1、高齢犯罪者の増加と障害犯罪者の実態

近年、科学の進歩や医療技術の向上などに伴い、社会全体の平均寿命が伸び、世界は人類史上類をみない程の「高齢社会」を迎えている。2012（平成24）年10月1日時点で、我が国の総人口1億2,752万人のうち、65歳以上の高齢者人口が、過去最高の3,079万人となり、総人口に占める割合が24.1%となった。これは全人口の4人に1人が高齢者であるということを示す。さらに、昭和22年～24年に生まれた者を指す、いわゆる「団塊の世代」全員が高齢者となる2015（平成27）年には、3,395万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる2025（平成37）年には3,657万人に達すると見込まれている<sup>94</sup>。総人口が減少するなかで高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、2035（平成47）年に33.4%で3人に1人が高齢者となることが予測されている<sup>95</sup>。

また我が国の平均寿命については、内閣府高齢社会白書に図3-1-1-1のようにまとめられている。2011（平成23）年現在、我が国の平均寿命は、男性79.44年、女性85.90年となっている。今後、男女とも延び、2060（平成72）年には、男性84.19年、女性90.93年となり、女性の平均寿命は90年を超えると見込まれている。また65歳時の平均余命は、1955（昭和30）年には男性が11.82年、女性が14.13年であったが、2011（平成23）年には男性が18.69年、女性が23.66年となっており、男性、女性とも高齢期が長くなった。65歳時の平均余命について今後の推移をみていくと、2060（平成72）年には男性22.33年、女性27.72年となり、高齢期はさらに長くなっていくと予想されている。

96

図3-1-1-1：平均寿命の推移と将来推計（平成25年版 内閣府高齢社会白書）



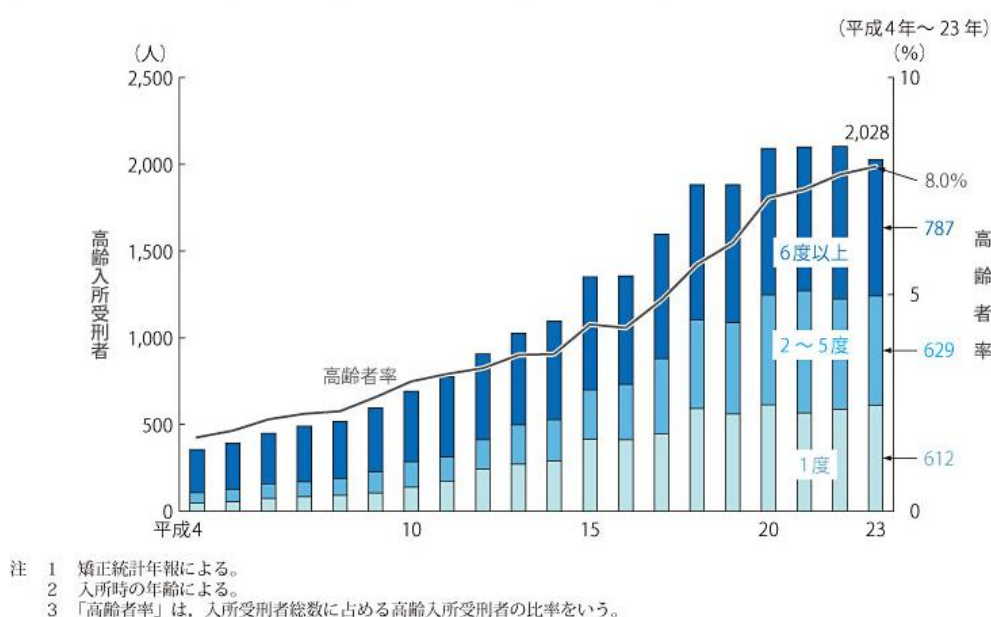
<sup>94</sup> 内閣府『〔平成25年版〕高齢社会白書』2頁。

<sup>95</sup> 内閣府・前掲注（94）2頁。

<sup>96</sup> 内閣府・前掲注（94）7頁。

社会全体の高齢化に伴い、刑務所に入所する者の高齢化も急速に進んでいる。平成 24 年版の犯罪白書では、ここ 20 年間の高齢者の入所受刑者人員の推移を入所度数別にまとめており、高齢入所者数、入所受刑者総数に占める高齢者の比率の両者が一貫して上昇傾向にあることを示している（図 3-1-1-2）。図 3-1-1-2 から、2 度以上の高齢者、つまり再犯者の数が高齢入所受刑者の半分以上を占めていることが分かる。

図 3-1-1-2：高齢者の入所受刑者人員の推移（平成 24 年版 犯罪白書）



また、刑事施設に収容されている障害者が多いことが、山本譲司氏の著作<sup>97</sup>が出版されて以降、世間の注目を浴びることとなった。平成 24 年版の犯罪白書によると、平成 23 年の入所受刑者のうち精神障害を有すると診断された者の数が、合計 2,485 人に及ぶとされており、これは受刑者の総数の約 9.7%に値することを示している（図 3-1-1-3）。

図 3-1-1-3：精神障害を有すると診断された入所受刑者の人員（平成 24 年版 犯罪白書）

| (平成23年) |              |           |           |             |
|---------|--------------|-----------|-----------|-------------|
| 総数      | うち精神障害を有するもの |           |           |             |
|         |              | 知的障害      | 神経症性障害    | その他の精神障害    |
| 25,499  | 2,485 (9.7)  | 272 (1.1) | 502 (2.0) | 1,711 (6.7) |

注 1 矯正統計年報による

2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、神経性障害およびその他の精神障害（統合失調症、精神作用物質による精神および行動の障害等をいい、人格障害をのぞく。）を有すると診断された者をいう。

3 ( )内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

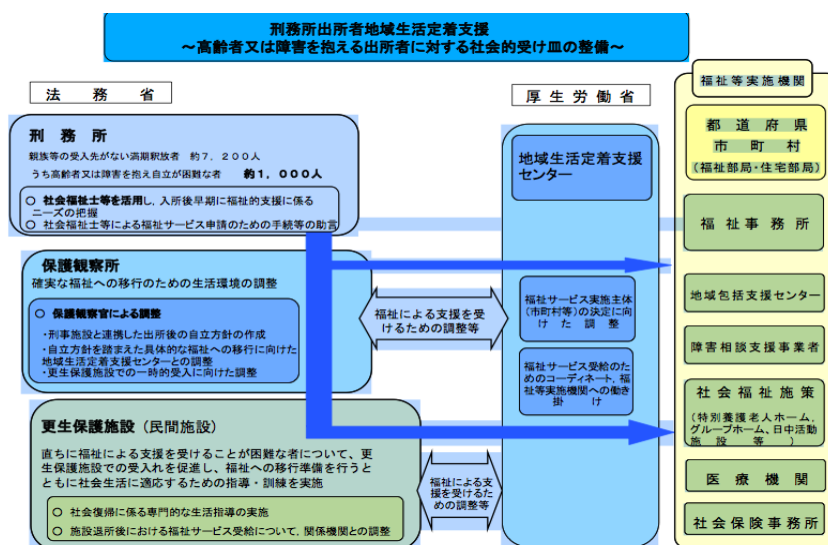
<sup>97</sup> 山本譲司『累犯犯罪者』（新潮社、2006 年）。

## 2、地域生活定着支援事業の立ち上げ

2006（平成 18）年度の法務省の特別調査により、刑務所を出所した高齢者・障害者が、出所後の居場所が無いこと、適切な福祉サービスを受けられないことから、再犯に至るケースが多いことが示された。これは高齢者・障害者はその身体・生理的な性質上、自力で住居を確保する、自力で福祉サービスの申請を行う、などが困難なためである。具体的には、親族等の受入先のない満期釈放者は約 7,200 人、うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約 1,000 人であった。また 64 歳以下の満期釈放者の 5 年以内刑務所再入所率が約 60%なのに対し、65 歳以上は 70%前後と比較的高くなっており、しかも 65 歳以上の再犯者のうち約 4 分の 3 が、2 年以内に再犯に及んでいることが平成 19 年版の犯罪白書により指摘されている。また、調査対象受刑者 27,024 人のうち知的障害者又は知的障害の疑われる者は 410 名存在するのに対し、療育手帳所持者はわずか 26 名と約 7%である。さらに、知的障害者又は知的障害の疑われる者のうち、犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者が 36.8%であることが示された。

このような現状を受けて 2009（平成 21）年に高齢者・障害者が施設を出た後、再犯に至ること無く社会に適応出来るように、厚生労働省と法務省が連携して「地域生活定着支援事業」を立ち上げ、この事業を担う中心機関として、各都道府県に地域生活定着支援センターが設置された。そして、帰住先の無い高齢者・障害者を適切な福祉サービスに繋げることを目的とした生活環境調整である特別調整が制度化され、同年 4 月から始まった。地域生活定着支援センターは、刑務所を出所した高齢者・障害者が円滑に福祉のサービスを受けられるよう、保護観察所と協働して高齢者・障害者の社会復帰を進める役割を担っている。

図 3-1-2-1：地域生活定着促進事業概念図<sup>98</sup>



<sup>98</sup> 厚生労働省「福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状」

( <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/kyouseishisetsu02.pdf> ) (2013 年 9 月 10 日閲覧)。

## 第2節 特別処遇の内容

### 1、特別処遇とは

このような流れの中で、特別調整においては、施設の調整や福祉の手続き等に時間がかかることが多く、刑務所を出た対象者の一時的な滞在場所が必要であると主張されてきた。そこで一時的な居場所、刑務所と福祉サービスをつなぐ中間地点としての役割を期待されたのが更生保護施設であった。しかし、更生保護施設の機能はあくまで就労が可能な者に生活資金を蓄えさせるための一時保護であり、被保護者の平均在所日数も78.5日（2009年）<sup>99</sup>である。そのため、就労能力が低く、しかもさらなる受け入れ先がないため長期利用になりやすい高齢者・障害者は、更生保護施設への受け入れが敬遠されがちであった。このような現状を受けて、法務省が57の更生保護施設を「高齢又は障害により特に自立が困難な施設出所者等を保護する更生保護施設」に指定し、各施設には社会福祉士などの福祉関係職員が配置され、高齢者・障害者の受け入れを積極的に行う施設とした。こうした更生保護施設は指定更生保護施設と呼ばれ、高齢者・障害者を福祉サービスに繋げる手続き的な援助や、高齢者・障害者に特有の身体的・精神的問題への配慮を伴った処遇を行う。このような高齢者・障害者を対象として指定更生保護施設で行われる処遇のことを特別処遇と呼び、地域生活定着支援事業の始まった2009（平成21）年4月から法務省の通達により開始された。2012（平成24）年度では、1,244人が特別処遇対象者として指定更生保護施設に受け入れられた<sup>100</sup>。

### 2、特別処遇の対象者

特別処遇の対象者は、次のように定められている。①おおむね65歳以上の高齢者であること、又は身体障害、知的障害、もしくは精神障害があると認められること、②出所後の適当な住居がないこと、③高齢又は身体障害、知的障害もしくは精神障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること、これら3項目をすべて満たし、かつ更生保護施設に一時的に受け入れることが必要であると保護観察所の長が認める者である<sup>101</sup>。

特別処遇の対象者は必ずしも地域生活定着支援センターが中心に行う特別調整の対象者とは一致しないが、特別調整対象者が特別調整の一環として更生保護施設を利用し、特別処遇の対象者となることはある。

### 3、処遇内容

<sup>99</sup> 松本・前掲注（7）147頁。

<sup>100</sup> 法務省HP『『再犯防止に向けた総合政策』実施状況』（<http://www.moj.go.jp/content/000114575.pdf>）（2013年10月19日閲覧）。

<sup>101</sup> 平成21年4月1日付法務省保護局長通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対する処遇の充実等について」第3 特別処遇の対象。

特別処遇の内容については、次のように定められている。①高齢者又は障害を有する者の特性に配慮した、社会生活に適応するための指導及び自立した日常生活のための訓練を行うこと、②医療保健機関と連携した、健康維持のための指導・助言を行うこと、③更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるために福祉機関との調整を行うこと、である。また、福祉機関との連携については、①地域生活定着支援センター、及び移行先の社会福祉施設等に対して、特別処遇対象者の心身の状況、生活状況及び留意点等を伝達すること、②必要に応じて生活保護の申請を支援するなど、更生保護施設退所後の生活基盤の調整をすること、などが求められている。さらに、特別処遇対象者に対する処遇に当たっては、当該特別処遇対象者の心身の状況等を考慮し、食事、更衣、移動、排泄、整容、及び入浴等が円滑に行われるように配慮すること、また保護観察所の長は、特別処遇対象者の保護を委託するに当たって、委託先の指定更生保護施設、地方公共団体、地域生活定着支援センター及び指定更生保護施設退所後の移行先、社会福祉施設、その他の福祉関係機関等と十分な連携を図り、当該特別処遇対象者に必要な福祉サービス等への円滑な移行に努めること、なども求められている<sup>102</sup>。

これらをまとめると、高齢者・障害者に対して、①身体・精神面への配慮と援助、②退所後に福祉サービスへのスムーズな移行を可能にするための、福祉機関との連携と調整、などが主な特別処遇の役割であると言える。

### 第3節 特別処遇の現状

#### 1、福祉サービスに繋ぐという本来の目的と実状

ある都心の2つの指定更生保護施設への聞き取りを通じて、特別処遇の現状を調査した。両施設ともに特別処遇の対象者であっても就労を第一に目指していること、福祉施設や福祉サービスに繋げるケースは稀であることなどが共通していた。特にA更生保護施設では、100%の就労率を売りとしており、特別処遇対象者であっても例外とは見なされていなかった。またB更生保護施設は、施設の理念として、特別処遇の対象者は福祉施設に繋げる前に、就労の意欲があるのであれば基本的には仕事を行わせ、福祉施設にはつながらず、福祉はあくまでも補助的なものであると捉えていた。調査当時<sup>103</sup>、B更生保護施設では特別処遇対象の高齢者10名のうち、4名が就労中であり、また知的障害者や精神障害者でも就職している者がいるとのことだった。さらに、B更生保護施設のある区では、更生保護施設に入所中は障害者手帳の申請をしても認可しないケースがあるとのことであった。なぜなら、更生保護施設は一時的な帰住先にすぎず、障害者手帳はきちんと定住地を見つけたあとに申請すべきである、という考えのためである。また保護観察中に福祉による保護を受けてしまうと、二重の保護の受給となってしまうため、保護観察中に生活保護などの福祉のサービスを申請することが出来ない場合があるという

<sup>102</sup> 平成21年4月1日付法務省保護局長通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対する処遇の充実等について」第4特別処遇の方法。

<sup>103</sup> 調査は2013（平成25）年8月10日に実施した。

問題もあるとのことであった。

古川の論文<sup>104</sup>においても、指定更生保護施設が触法高齢者・触法障害者の受け入れに際して検討する点として「職業経験」や「本人の就労意欲」が重視されていた。また、高齢者・障害者の処遇面で考慮することについても、指定更生保護施設の回答として「就労」が指定更生保護施設以外の更生保護施設の回答と比べて高かった。このことから、あくまでも更生保護施設が就労を主として考えていることが示唆される。

## 2、福祉職員の配置による処遇の状況の変化

以前はいわゆる高齢者・障害者に対する処遇の一貫である「福祉の業務」を何のノウハウも持たない補導員が請け負っていてもいたが、特別処遇の導入で社会福祉士などの福祉の専門家が配置されることによって、補導員の負担が軽減したことを両施設ともに述べていた。

## 3、更生保護施設で特別処遇を行うことの限界

B 更生保護施設の職員は、特別処遇に該当する人は福祉の機関で受けもつべきだと考えていた。満期釈放者は約 7,000 人いるが、その中で特別処遇対象者が優先的に保護の対象となることで、他の満期釈放者が保護の対象とならないことに繋がる虞がある。さらに、特別処遇対象者は専門的な福祉的処遇が必要である。そのため、高齢者・障害者の処遇を福祉の専門的な知識をあまり持たない更生保護施設の職員に任せるのではなく、福祉の機関に委ねるほうがよいのではないかとのことであった。しかし、国家から配分される更生保護施設への委託費が、福祉機関へ配分される委託費よりも格段に少ないため、福祉機関は予算面で更生保護事業に参入しづらいとの懸案事項があるとも述べていた。B 更生保護施設としては、特別処遇対象者である高齢者・障害者よりも一般就労に繋げる人をもっと扱いたいとのことであった。

# 第 4 節 更生保護施設における特別処遇のあり方

## 1、南高愛隣会での実践

### (1) 南高愛隣会の運営する更生保護施設「雲仙・虹」について

南高愛隣会は、1977（昭和 52）年 10 月 28 日に設立された社会福祉法人であり、長崎県雲仙市にその事務局を置いている。2011（平成 23）年 4 月 1 日現在、全 51 の事業所と 136 棟のグループホーム・ケアホームを持ち、職員数は短期雇用も含め 439 名という大規模な法人<sup>105</sup>のため余力も有しており、その懐の広さもあり、率先して更生保護事業を行っている社会福祉法人である。

矯正施設の中に高齢者・障害者が多く存在するという研究結果<sup>106</sup>を受けて、出所後の

<sup>104</sup> 古川隆司「社会福祉との連携に対する更生保護施設の意識」更生保護と福祉 154 号（2012 年）116-134 頁。

<sup>105</sup> 南高愛隣会 HP「法人概要」（[http://www.airinkai.or.jp/coloney/houjin\\_gaiyou.html](http://www.airinkai.or.jp/coloney/houjin_gaiyou.html)）（2013 年 9 月 10 日閲覧）。

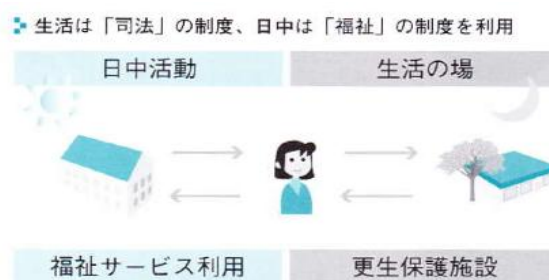
<sup>106</sup> 南高愛隣会 HP「厚生労働科学研究田島班の調査研究」

「受け皿」にあたる更生保護の分野でも改革が進められた。その一つとして社会福祉法人や特定非営利活動法人による更生保護事業への参入があり、そのような流れの中で、南高愛隣会という社会福祉法人が運営する初の更生保護施設として、2009（平成 21）年 4 月に「雲仙・虹」が開所した<sup>107</sup>。「雲仙・虹」は閉園した知的障害者入所更生施設を、更生保護施設に転用したもので、「高齢又は障害により特に自立の困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設」の指定を受け、施設内で特別処遇を行っている施設である<sup>108</sup>。

## （2）更生保護施設「雲仙・虹」での実践

基本的に他の更生保護施設と特別処遇の内容は変わらない。しかし南高愛隣会は大規模な社会福祉法人運営の施設であるという特徴を生かし、高齢者・障害者に対し、日中活動という独自の取り組みを行っている。日中活動とは、特別処遇対象者が日中だけ福祉のサービスを利用することである。この日中活動は、更生保護施設入所期間中に先取りで福祉のサービスを受けることが出来るため、福祉サービスへのスムーズな移行を可能にする。この取り組みは、まさに福祉サービスへのスムーズな移行を目指すという更生保護施設における特別処遇の理想的なあり方となっていると言える。しかしこの取り組みは、同一敷地内に多数の福祉施設を所有する南高愛隣会であるからこそスムーズに行うことの出来る取り組みであり、他の更生保護施設では同じような取り組みを行うことは難しいと思われる。

図 3-4-1-1：更生保護施設での更生支援<sup>109</sup>



## 2、特別処遇対象者の見直し

南高愛隣会のような、大規模な社会福祉法人の運営する特殊な更生保護施設であれば、充実した処遇を行うことが可能であろう。しかし、その他大部分の更生保護施設においては、限られた資源の中で、充実した特別処遇を行うことは困難である。また、あくまでも更生保護施設は、就労・自立を目的とした一時保護の場としての施設であり、就労・

([http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/tsumi/report\\_houkoku\\_h22.html](http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/tsumi/report_houkoku_h22.html)) (2013 年 10 月 19 日閲覧)。

<sup>107</sup> 南高愛隣会 HP「地域の中で安定した生活を支える～矯正施設等からの退所者への支援～」

(<http://www.airinkai.or.jp/coloney/taishosyashien/no02.html>) (2013 年 9 月 10 日閲覧)。

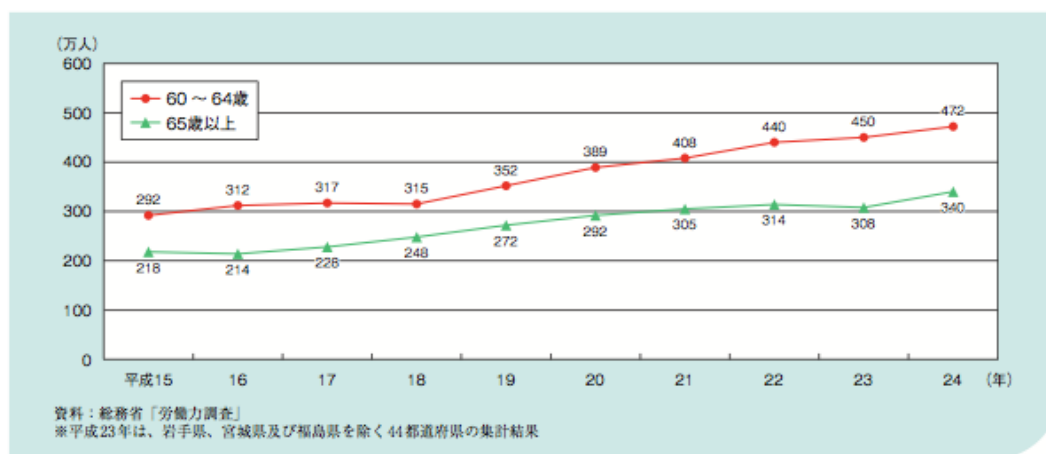
<sup>108</sup> 南高愛隣会 HP・前掲注（107）。

<sup>109</sup> 南高愛隣会「罪を犯した障がい者・高齢者をはじめて受け入れるために」（2012 年）36 頁。

自立を一切考慮にいれず福祉サービスに繋げることを目的とした特別処遇とは相容れないと考えられる。このように、本来的な更生保護施設の目的と特別処遇の目的の違いから生じる齟齬が、我々の行った都心の 2 つの指定更生保護施設へのインタビュー調査によっても明らかになり、また、論文等でも示されているところである。そこで、改めて更生保護施設における特別処遇のあり方について考えたい。

まず、更生保護施設で処遇を行う高齢者・障害者を限定することが必要なのではないか。具体的には、あくまでも就労・自立可能で、本人にもその意思はあるものの、自力で直ちに就労・自立することが困難な高齢者・障害者とするところである。近年では、医療技術や生活の質の向上などにより、65 歳以上の高齢者であっても十分に就労可能な人が多いと考えられる。実際、総務省「労働力調査」で全産業の雇用者数の推移をみると、2012（平成 24）年時点で 60～64 歳の雇用者は 472 万人、65 歳以上の雇用者は 340 万人となっている（図 3-4-2-1）。

図 3-4-2-1：雇用者数の推移（平成 25 年版 高齢社会白書）



また、少子高齢化が急速に進展し労働力人口が減少する中、経済社会の活力を維持するため、意欲と能力のある高齢者がその経験と知識を生かして社会の中で活躍することが目指されており<sup>110</sup>、そのような社会的要請にも合致していると思われる。

障害者の就労形態は、障害者総合支援法により定められている。具体的には、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労支援 B 型事業の 3 タイプの事業がある（図 3-4-2-2）。このうち就労移行支援事業においては最終的に一般就労を目指すのが、その他の 2 つは福祉的な就労であり、一般就労は不可能であっても、このような就労形態であれば障害者であっても就労に繋げることが十分可能であることが考えられる。就労継続支援 A 型事業、就労支援 B 型事業で就労した場合、規定に従って障害者年金を受給し生活することとなる。

<sup>110</sup> 内閣府・前掲注（94）30 頁。

これらのことから、更生保護施設で特別処遇の対象とするのは、あくまでも一部就労が可能な高齢者・障害者に限ることが望ましいのではないか。このように対象者を限ってしまえば、更生保護施設本来の就労・自立を支援するあり方から外れることも無く、就労を目指して日々奮闘する者と福祉サービスへの移行を待つだけの者がいるという状況における施設内の軋轢も解消されるであろう。

図 3-4-2-2：障害者自立支援法による就労系障害福祉サービス<sup>111</sup>

| 障害者自立支援法における就労系障害福祉サービス |                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 就労移行支援事業                                                                                                                                                                                                              | 就労継続支援A型事業                                                                                                                    | 就労継続支援B型事業                                                                                                                                                                                                        |
| 事業概要                    | 就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。<br>(利用期間：2年)<br>※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能 | 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。<br>(利用期間：制限なし) | 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。<br>(利用期間：制限なし)                                                                                           |
| 対象者                     | ① 企業等への就労を希望する者<br>② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者                                                                                                                                                                            | ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につけなかった者<br>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につけなかった者<br>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者               | ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者<br>② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者<br>③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者<br>④ ①、②、③に該当しない者で、協議会等からの意見を敬すること等により、市町村が判断した者<br>(平成26年度末までの経過措置) |
| 報酬単価                    | 742単位(平成24年4月～)<br>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合                                                                                                                                                                               | 522単位(平成24年4月～)<br>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合                                                                                       | 522単位(平成24年4月～)<br>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合                                                                                                                                                                           |
| 事業所数の推移                 |                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                   |
|                         | 就労移行支援                                                                                                                                                                                                                | 就労継続支援A型                                                                                                                      | 就労継続支援B型                                                                                                                                                                                                          |
| 平成19年度                  | 603 (100.0)                                                                                                                                                                                                           | 148 (100.0)                                                                                                                   | 1,232 (100.0)                                                                                                                                                                                                     |
| 20                      | 867 (143.8)                                                                                                                                                                                                           | 216 (145.9)                                                                                                                   | 1,805 (146.5)                                                                                                                                                                                                     |
| 21                      | 1,250 (207.3)                                                                                                                                                                                                         | 328 (221.6)                                                                                                                   | 2,891 (234.7)                                                                                                                                                                                                     |
| 22                      | 1,371 (227.4)                                                                                                                                                                                                         | 451 (304.7)                                                                                                                   | 3,564 (289.3)                                                                                                                                                                                                     |
| 23                      | 1,557 (258.2)                                                                                                                                                                                                         | 629 (425.0)                                                                                                                   | 4,590 (372.6)                                                                                                                                                                                                     |
| 利用者数の推移                 |                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                   |
|                         | 就労移行支援                                                                                                                                                                                                                | 就労継続支援A型                                                                                                                      | 就労継続支援B型                                                                                                                                                                                                          |
| 平成19年度                  | 6,848 (100.0)                                                                                                                                                                                                         | 2,476 (100.0)                                                                                                                 | 22,657 (100.0)                                                                                                                                                                                                    |
| 20                      | 11,123 (162.4)                                                                                                                                                                                                        | 3,943 (159.2)                                                                                                                 | 36,620 (161.6)                                                                                                                                                                                                    |
| 21                      | 14,920 (217.9)                                                                                                                                                                                                        | 6,409 (258.8)                                                                                                                 | 62,590 (276.3)                                                                                                                                                                                                    |
| 22                      | 15,520 (226.6)                                                                                                                                                                                                        | 8,451 (341.3)                                                                                                                 | 78,469 (346.3)                                                                                                                                                                                                    |
| 23                      | 16,465 (240.4)                                                                                                                                                                                                        | 12,414 (501.4)                                                                                                                | 100,385 (443.1)                                                                                                                                                                                                   |

【出典】社会福祉施設等調査(各年10月1日現在)で、障害者支援施設の民間実施サービスを除く  
(注) 旧法から新法に移行する前の事業所は含まれない

### 3、自立準備ホームの利用

そして、就労は目指さず、福祉サービスにのみ繋げる高齢者・障害者の一時的な居場所としては、自立準備ホームが挙げられる。自立準備ホームは、更生保護施設のキャパシティに限界があること(2012年4月1日現在は2,329人)<sup>112</sup>などから、刑務所出所者等の更なる居場所の確保のために立ち上げられた2011(平成23)年度の緊急的住居確保・自立支援対策を受けて作られたものである。自立準備ホームとは、住居や引受先の無い刑務所出所者等の一時的な居場所となる施設であり、あらかじめ保護観察所に登録された特定非営利活動法人等がそれぞれの特徴を生かして運営している<sup>113</sup>。施設の形態はさまざまで、集団生活をするところがあれば、一般のアパートを利用する場合もある

<sup>111</sup> 厚生労働省 HP「障害者の就労支援対策の状況」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/shurou.html>) (2013年9月10日閲覧)。

<sup>112</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注(1)247頁。

<sup>113</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注(1)254頁。

が、いずれの場合も自立準備ホームの職員が毎日、生活指導を行うことになっている<sup>114</sup>。  
2012（平成 24）年 3 月末における自立準備ホームの登録事業者は 234 事業者であり、内訳としては、特定非営利活動法人 90 施設、会社法人 43 施設、宗教法人 33 施設、社会福祉法人 21 施設等である。法務省の職員のお話によると、自立準備ホームが出来た当初の構想としては、自立準備ホームでより刑事司法的配慮の低い者、つまり犯罪傾向のあまり進んでいない者や累犯性の低い初犯者や執行猶予者などを扱うことで、更生保護施設ではより刑事司法的配慮を要する者、つまり犯罪傾向の進んでいる者、罪名の重い者や累犯性の高い再犯者などをより多く扱えるようにする、といったものであった。

自立準備ホームの形態はホームレス等の生活困窮者支援を行う特定非営利活動法人が所有するアパート、社会福祉法人等が運営する障害者の施設やグループホーム、児童福祉法上の児童自立援助ホーム、宗教法人や DARC 等の薬物依存者の自助グループが管理する施設等様々であり、登録事業者が有している専門性や処遇のノウハウを刑務所出所者等の改善更生に活用することが期待できる。自立準備ホームは多様な事業者の参入により、当初の構想より多くの機能を持つことになったのである。このことから、福祉サービスに移行するまでの中間期間として、高齢者・障害者の処遇に特化した自立準備ホームを積極的に活用することが出来るのではないかと考えられる。実際、現状では自立準備ホームでも高齢者・障害者の受け入れが行われており、法務省の職員によると、数値として、更生保護施設における高齢者の入所率と、自立準備ホームにおける高齢者の入所率はほぼ同数であり、更生保護施設における障害者の入所率と、自立準備ホームにおける障害者の入所率では、自立準備ホームの方が圧倒的に高い。この自立準備ホームの可能性に期待を掛け、高齢者・障害者の利用をより拡大していくことが今後の一つの方向性なのではないかと考える。具体的には、現在では更生保護施設で処遇が行われている、より刑事司法的配慮を必要とするが、自立や就労が困難な高齢者・障害者に関しては自立準備ホームを利用することなどである。自立準備ホームの利用拡大により、更生保護施設は就労に繋げる施設として、その専門性をより有効活用出来るのではないだろうか。

しかしながらこの提言に関して、刑事司法的配慮を要する保護観察中の者に対する再犯防止に関する指導が出来るのは保護観察官と保護司のみである、という問題点がある。更生保護施設の職員の多くは保護司に任命されているが、自立準備ホームの職員は保護司であるとは限らない。保護観察官や保護司でない自立準備ホームの職員は、刑事司法的配慮を要する者に対して保護観察官や保護司のように更生保護法上の指導監督を行うことが出来ない。更に、高齢者・障害者の処遇に関して専門性を活かすことが期待される社会福祉の領域の者が更生保護の領域における指導監督を行うことは社会福祉の倫理に基づいて専門性を発揮する際に阻害要因となり兼ねないということも考えられる。

---

<sup>114</sup> 法務省 HP「更生保護を支える人々」（[http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo04.html#04](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo04.html#04)）（2013 年 10 月 19 日閲覧）。

これらの問題点を解決するためには、今後、自立準備ホームの職員に積極的に保護司の任に当たってもらえるようにしていくことが必要なのではないだろうか。保護司は、保護司法に基づいて法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、実質的には民間のボランティアである<sup>115</sup>。保護司に任命されるには、①人格及び行動について、社会的信望を有すること、②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、③生活が安定していること、④健康で活動力を有すること、のすべての項目を満たす必要があり（保護司法第三条）、人間的徳があると認められる人物でなければならない。また、保護司の定数は全国を通じて 52,500 人を超えないものと定められており（保護司法第三条）、すべての自立準備ホームの職員を保護司に任命することは実質的に多くの困難を伴う。そこで、刑務所出所者等の受け入れ等の実績が一定程度を超えた自立準備ホームの職員から、徐々に保護司に任命していくという方法が考えられる。実績をある程度積んだ自立準備ホームの職員であれば、刑務所出所者等に対する理解や処遇に長けていると思われるため、十分に保護司に任命される資質の存在が推定されると考えられる。また、社会福祉の領域の者が更生保護の領域における再犯防止活動を行うことに関し、社会福祉の倫理に裏打ちされた専門性を十分に発揮できなくなるのではないかと、という懸念がある。保護司法の第一条には、「保護司の使命」として「保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」（保護司法第一条）と記載されている。こうした「個人及び公共の福祉に寄与する」という精神は、社会福祉の倫理<sup>116</sup>と相容れないことは無いと考えられるため、上述の懸念は問題とはならないだろう。

最後に、自立準備ホームの利用拡大を考える際に、更なる事業者の参入を考える必要がある。高齢者・障害者の福祉サービスとの連携による処遇と言う観点からすると、特に社会福祉法人の積極的な参入を促す必要がある。また一方で、まだまだ自立準備ホームの数自体が少ないことなどから、自立準備ホームの数を増やしたいとの意見もある。現状として、自立準備ホームの運営は国の認可を必要とせず、比較的簡易に民間事業者が参画できる制度であること、また団体所有施設の空き部屋を有効活用出来るなどのメリットがある。今後更なる社会福祉法人の登録を促すため、あるいは、より刑事司法的配慮の高い者を受け入れてもらうためにも、自立準備ホームに対してなんらかのインセンティブを考えていく必要があるのではないかと考える。それに加え、自立準備ホームに参入し得る特定非営利活動法人や社会福祉法人等に対し、出所者に対する理解を深める機会を作ったり、登録を促すような活動を行ったりする必要があると考えられる。

<sup>115</sup> 法務省 HP「保護司ひとくちメモ」（[http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo04-02.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo04-02.html)）（2013 年 10 月 21 日閲覧）。

<sup>116</sup> 社団法人日本社会福祉士会 HP「倫理綱領と行動規範」（[http://www.jacsw.or.jp/01\\_csw/05\\_rinrikoryo/](http://www.jacsw.or.jp/01_csw/05_rinrikoryo/)）（2013 年 10 月 21 日閲覧）。

## 第4章 性犯罪者・暴力団関係者への処遇

### 第1節 自立更生促進センター

#### 1、センターの設立経緯

これまでの章で見てきた更生保護施設や自立準備ホームは、更生保護法人、及び社会福祉法人等が運営する民間施設であり、多くの刑事施設出所者等を受け入れ、その社会復帰を支援してきた。しかし、これらの施設でも、性犯罪者や暴力団関係者等、処遇が困難と思われる者については、受け入れを拒否することが多かった。そのため、更生保護施設が受け入れられない矯正施設出所者等の、特定の問題性に応じた重点的・専門的処遇を行う国営の更生保護施設の必要性が認識されることとなった。そこで生まれたのが、自立更生促進センター構想である。

自立更生促進センター（以下、「センター」という。）の設立の契機は、2000（平成12）年12月の矯正保護審議会で出された「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」である。ここでは、更生保護事業は刑事政策的観点から必要なものであり、国もその責務を十全に果たすことが重要であること、及び、処遇に特段の配慮や専門性を必要とし、民間の施設では対応が著しく困難とされる者が増加していること等を踏まえ、将来的に国営の更生保護施設を設置することが謳われた。

その後2006（平成18）年6月に行われた「更生保護のあり方を考える有識者会議」において、現状の民間の更生保護施設では対応が困難な対象者に対して、社会復帰のための強力な支援と強靱な保護観察実現のために「自立更生促進センター構想」を推進することが明らかにされた。

この時の構想において、センターは、入所者に対するより適合度の高い就労先のあっせん等の強力な就労支援と充実強化された保護観察を実施し、改善更生のための特に強化された処遇を行うことのできるセンター体制の構築が目指されることになった<sup>117</sup>。この構想に従い、全国で4か所のセンターが開所された。2009（平成21）年6月に北九州で、2010（平成22）年8月に福島でセンターの運営が始まることとなった。定員は北九州が男子14名、福島が男子20名である。また、主として農業の職業訓練を実施する機関として、男子の少年院仮退院者12名を定員とする沼田町就業支援センター（北海道）と、成年男子の仮釈放者等12名を定員とする茨城就業支援センターが設立された<sup>118</sup>。

しかし、センター設立までの道のりは容易ではなかった。当初設立が構想された京都、福岡では、ともにセンターを保護観察所の敷地内につくる計画であったが、様々な事情から地元の理解を得られず頓挫した。福島センターの場合も、建設中に地域住民から設置の見直し等を求める陳情等反対の動きが始まり、予定されていた2008（平成20）年8

<sup>117</sup> 更生保護施設検討会「〔第8回〕議事概要」（2008年10月31日）9頁。

<sup>118</sup> 法務省HP「自立更生促進センター」（[http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo19.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo19.html)）（2013年11月3日閲覧）。

月から2年間運営開始が遅れることとなった。

そうした困難に直面しながらも、福島保護観察所、保護局及び東北地方更生保護委員会は、共同して地域住民の意見や要望を聴き、その理解を得られるよう説明に努めた。さらに、その過程で得られた意見等を踏まえ、入所者選定や運営のあり方に関する新方針が出された。具体的には、地域の代表者との間で毎月運営連絡会議を開催し、同センターの運営状況について情報を公開するとともに、同会議の委員から意見を聴取して、地域に開かれた運営を行うという方針をとっている<sup>119</sup>。

## 2、自立更生促進センターでの処遇の概要

センターでは、受刑者のうち刑事施設内での成績は比較的良好であり仮釈放が検討されながらも、特定の問題性を抱えていることにより、更生保護施設等でも適切な帰住先を確保できず満期釈放とならざるを得ない者を受け入れている。センターへの入所及び処遇の受講は、仮釈放期間における特別遵守事項として義務付けられるものであり、(更生保護法 51 条 2 項 5 号)。入所者は当然仮釈放者である。センターはこうした者を保護観察所に付設した施設に宿泊させながら、保護観察官が 24 時間生活を共にし、それぞれの問題性に応じた濃密な指導監督や手厚い就労支援を行っている<sup>120</sup>。

なお、福島センターについては、反対住民との協議において、対象者についてより厳しい制限が課されることとなった。具体的には、入所条件として、①刑事施設に収容される前に、福島県内又はその周辺（東北 6 県又は北関東 4 県）で生活していたか、福島センター退所後に福島県内またはその周辺で生活することが見込まれる者であること、②刑期執行期間が 8 年未満であること、③子どもを対象とした犯罪を行った者、依存性の進んだ覚せい剤事犯者、暴力団関係者及び性犯罪者でない等が課されている。このため、福島センターで性犯罪者、暴力団関係者を受け入れるためには、周辺住民との間で結ばれたこの福島条項が緩和される必要がある。

入所期間は、福島、北九州ともに原則として 3 か月である。退所後は、新たな場所で保護観察を受けながら残りの仮釈放期間を過ごすことになる。入所者は正副の主任官を中心とする複数の保護観察官による 24 時間 365 日の指導監督の下、入所者個々の問題性に応じ、専門的処遇プログラムや生活指導、対人関係指導等を集中的に受けることになる。センター独自の処遇プログラムとしては、「社会復帰・再犯防止プログラム」が試行されている。具体的には、認知行動療法を基とした SST（社会生活技能訓練）が取り入れられ、社会復帰するために必要な能力の養成が図られている。この中では、「二度と罪を犯さないために」から「退所後の社会資源について」までの 10 のテーマに基づいて、各 90 分のプログラムを受講させている。また、センターはハローワーク専門援助部門と

<sup>119</sup> 福島保護観察所「福島自立更生促進センターにおける入所者の受け入れ開始について」更生保護 61 巻 10 号（2009 年）44～45 頁。

<sup>120</sup> 法務省大臣官房秘書課広報室 HP「自立更生促進センターの現状について」  
(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/KOHOSHI/no29/two.html>)（2013 年 11 月 3 日閲覧）。

緊密な連携を行い、協力雇用主の援助も受けながら、入所者に対して手厚い就労支援を行っている<sup>121</sup>。

このように、センターでは入所者の問題性に応じた処遇や就労支援について重点的に取り組みが行われている。これからの課題としては、入所者の問題性に合わせた一層充実した処遇を行うためにいかなる関係機関との情報共有及び処遇協力のネットワークを構築するのか、円滑な社会復帰を進めるために、センター退所後にいかなるサポート体制をとるかが重要になると思われる<sup>122</sup>。

## 第2節 性犯罪者の処遇

### 1、性犯罪の現状

2011（平成23）年の検察統計年報によると、この年強制わいせつ罪、強姦罪で起訴された者の人数はそれぞれ1,389人、561人であったが、そのうちに占める有前科者率（罰金以上の刑に処せられたことがある者に限る。）はそれぞれ545人（39.2%）、216人（38.5%）であった。性犯罪という重大な犯罪についてこれだけ高い再犯率であることは深刻な事態であると言える。

そもそも性犯罪者はなぜ犯行に至るのだろうか。性犯罪について、その究極的な原因は究明されていないが、性犯罪者の多くに共通する傾向として、女性蔑視などの認知のゆがみがあるとされている。また、性的攻撃性が高い男性については、児童期に性的虐待を受けた率が高いことも判明している。

性犯罪のサイクルは以下のようなものである。まず、認知のゆがみを抱える者が、仕事や人間関係の問題等、日常生活の中でのトラブルの処理に失敗して、そのストレスをためこむ。その発散のため性的なものを求めるようになると、犯行をしやすそうな女性の存在等のきっかけにより、性犯罪に至るのである。（図4-2-1-1）

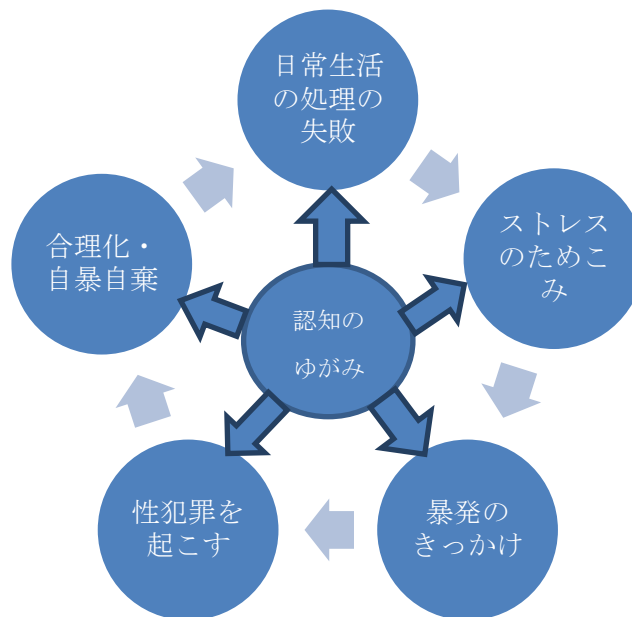
再犯防止と社会復帰のためには、認知のゆがみの解消、日常生活における問題の処理、ストレスへの対処法を学ぶことにより、性犯罪のサイクルを克服する必要があると考えられる<sup>123</sup>。これを踏まえ、刑事施設、保護観察所は以下のような再犯防止プログラムに取り組んでいる。

<sup>121</sup> 北九州自立更生促進センター「北九州自立更生促進センターの現状について」更生保護61巻11号（2010年）44-45頁。

<sup>122</sup> 板谷充「社会内処遇の現状と課題」論究ジュリスト2013年春号（2013年）184頁。

<sup>123</sup> 法務省保護局「性犯罪処遇マニュアル」（2007年）。

図 4-2-1-1：性犯罪のサイクル



注：法務省保護局「性犯罪処遇マニュアル」（平成 19 年）を基に筆者作成。

## 2、刑事施設及び保護観察における性犯罪者に対する処遇の現状

### (1) 刑事施設における性犯罪再犯防止指導

2006（平成 18）年から、19 の刑事施設において、性犯罪者の再犯を防止するために「性犯罪再犯防止指導」が行われている。対象者は、「性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制の不足などがある者」で、指導員は刑事施設の常勤職員（法務技官、法務教官若しくは刑務官）と、非常勤職員（臨床心理士等）とされている。これは、認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等との協働を図ることを目的としているからである。

対象者は、再犯リスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて、高密度（約 8 か月）、中密度（約 6 か月）、低密度（約 3 か月）のうち、いずれかのプログラムを受講する（1 回 100 分、週 1～2 回）。ただし、知的能力に制約がある者は調整プログラム（約 10 か月）を受講することとなっている。このプログラムは、標準 8 人グループに 2 名の指導者の構成でグループワークと個別対応、必要に応じカウンセリングを組み合わせる運営されている。集団の相互作用として、お互いの支え合い等集団ならではの処遇効果も期待出来るものと考えられる。その他個別対応を組み合わせで行われている。

### (2) 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム

保護観察所は、更生保護法施行に先立つ 2006（平成 18）年 9 月から、性犯罪で実刑となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対して、特別遵守事項（更生保護法 51 条 2 項 4 号）として「性犯罪者処遇プログラム」実施が義務付けられている。このプログラ

ムの目的は、性犯罪に及んだときの行動を分析させ、性犯罪に結びつく恐れのある「男なら性的欲求を我慢できないのは仕方がない」などのゆがんだ認知のゆがみを修正し、自己統制力の不足等、自己の問題性について理解させることにより、性犯罪を繰り返さないための具体的な方法を習得させることを目的とした指導を行っている<sup>124</sup>。

プログラムは、保護観察官が集団処遇又は個別処遇の方法で行うとされ、現在のところ、東京、大阪、名古屋、及び福岡の各庁にて処遇が行われている。その他の庁については、概ね保護観察官が個別に、1対1の面接場面の中で、ワークシートなど、再犯防止プログラムに必要な資材を使って処遇を進めている。

### 3、連続的・一貫的プログラム実施の困難性

刑事施設と保護観察所でのプログラムは、認知行動療法に基づき認知のゆがみを認識させ、改善を促していくという意味では同じ基盤を持ち、全体としてはほぼ同じ内容となっている。ただ、保護観察所におけるプログラムの場合、社会の実生活の中で抱えている悩みを本人から聴き取り、そうした問題の処理方法について処遇が出来る点で、より高い再犯防止効果を持つものと思われる<sup>125</sup>。

現在法務省としても、刑事施設内での「性犯罪者再犯防止プログラム」を受講した仮釈放者については、刑事施設から保護観察所へ実施結果を引き継ぎ、「性犯罪者処遇プログラム」において一貫性のある指導が行うことを目指している<sup>126</sup>。刑事施設の中では、性犯罪者のうち3か月以上の仮釈放期間を確保出来た者については、ほとんどの場合特別遵守事項としてプログラム受講が定められている。

ただ、性犯罪者は他の罪名の者に比べて地域住民との関係の問題もあり、更生保護施設に入りにくいとされ、仮釈放に至らないケースも多い。このため、帰住先が確保出来ず満期釈放にならざるを得ないのが実情である。

そうした状況を反映し、現状刑事施設でのプログラム受講者のうち満期釈放となる者が35%程度おり<sup>127</sup>、この層に対しては法務省が目指す施設内処遇から社会内処遇、刑事施設から保護観察所への一貫性のあるプログラムが行われていない。保護観察所でのプログラムに高い再犯防止効果が確認されていることからすると、満期釈放に至った層は仮釈放された場合よりも再犯可能性が高くなっていると思われる。

### 4、自立更生促進センターでの性犯罪者受け入れと退所後定着支援

前述の通り、現在刑事施設と保護観察所の間では、刑事施設での指導の実施情報は保護観察所に引き継がれ、保護観察所における処遇プログラムの実施結果について刑事施設に伝達されている。これにより、処遇情報が共有され、処遇に一貫性・連続性を持た

<sup>124</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）77頁。

<sup>125</sup> 板谷・前掲注（122）191頁。

<sup>126</sup> 板谷・前掲注（122）190頁。

<sup>127</sup> 板谷・前掲注（122）190頁。

せるようにされている。

しかし、満期釈放となった性犯罪者にはそうした一貫性のある処遇を受けさせることは出来ない。そこで、刑事施設でのプログラムを受け仮釈放が検討されながらも、帰住先の見つからない性犯罪者を、仮釈放期間においてセンターへと入所させることが望ましいと考える。これにより、刑事施設から保護観察期間を通じた一貫的・連続的な処遇が可能となる。性犯罪者については、既に北九州センターにおける受け入れ例があり、処遇は可能であると考えられる。

しかし、これだけでは十分な処遇が行えるとは言えない。性犯罪者にとっての更生出来るかどうかの「正念場」は、実際に社会復帰した後、職場勤務における対人関係などにおいて日常のストレスに悩まされるようになってからである。性犯罪者はセンター退所後、保護司の下で通常の保護観察に付されるが、再犯を防止し確実に社会復帰させるためには、退所後就労した後も一定の期間、通常の保護観察よりも重点的な処遇が必要であると考ええる。

そこで、センター退所後も、残りの保護観察期間において、センターへの通所形式により、2週間に一回程度の「退所後定着支援」を行うのが望ましいと考える。出所後の居住地がセンターから遠く通所が不可能な場合には、センターでの処遇情報を引き継いだ居住先の保護観察所にて支援を行うことになる。退所後定着支援は、現状センター退所後に行われている保護観察の強化により実施出来るため、実現も可能であると考えられる。

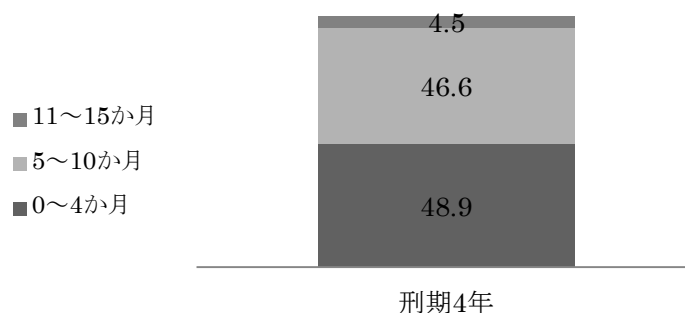
これは、前述のように性犯罪が日常のストレスへの対応が出来ないなどの理由により誘発されることに鑑み、日常生活でのアドバイスの重要性を踏まえ実施するものである。具体的には、センターでのプログラム内容を踏まえた生活が着実に実行出来ているか確認する。また、現在職場などにおいて感じているトラブルやストレスなどを本人から聴き取り、そうした感情を抑え、自らをコントロールするための適切な対応方法についての助言等、積極的な支援を行う。センターで学んだプログラム内容とともに、職場等の新しい環境への適応方法も実践として身に付けることが出来れば、その後同様のトラブルに直面した際も、ストレスをためこまず、適切に対処出来ると考えられる。その結果、性犯罪に至るプロセスを絶ち、再犯を防止できるようになると考えられる。

また、退所後定着支援の前提として、センター退所後に十分な保護観察期間が必要である。2012（平成24）年の保護統計年報によれば、この年性犯罪者で仮釈放を許可された者の刑の執行率は、刑期が3～5年の者については、その半数の者が80～89%の執行率である。仮に刑期4年の者が85%の執行率の場合、6か月以上の仮釈放期間が取られている計算になる。そして、刑期4年で仮釈放が許可された者のうち、5～10か月の仮釈放期間が確保されている者は、全体の半数程度いる。（図4-2-4-1）。また、刑期5～8年の者も2割超の者は80～89%の執行率であり、刑期7年の者が89%の執行率の場合、8か月以上の仮釈放期間が確保されている計算になる。この場合、仮釈放期間8か月の中

で、3か月のセンター入所期間と、退所後5か月間の支援期間を設けることが可能である。つまり、現行の仮釈放期間の運用の中で、十分な退所後定着支援期間を設けることが可能なのである。

既に情報共有が進んでいる刑事施設と自立更生促進センターを超えて、「刑事施設から職場まで」の濃密な支援を実現することで、性犯罪者の再犯防止の可能性をより高めることが出来ると考える。

図4-2-4-1：性犯罪者の仮釈放期間（平成24年）



注：法務省保護統計年報を基に筆者作成。

### 第3節 暴力団関係者の処遇

#### 1、刑事施設における暴力団離脱指導の現状

暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者、及びこれに準ずる者を言う）の入所人員は2011（平成23）年において、2,359人であり、入所受刑者総数に占める割合は全体の9.3%に当たる。その入所度数別構成比を見ると、入所度数が2度以上の者の構成比が78.8%を超え、再犯者率が極端に高いことがわかる（図4-3-1-1）。また、入所受刑者の罪名別構成比を見ると、覚せい剤取締法違反が44.5%と最も多く、窃盗（12.3%）、傷害（10.1%）と続く<sup>128</sup>（図4-3-1-2）。

<sup>128</sup> 法務省法務総合研究所・前掲注（1）157頁。

図4-3-1-1：入所受刑者（暴力団関係者）の入所度数別構成比（平成23年）

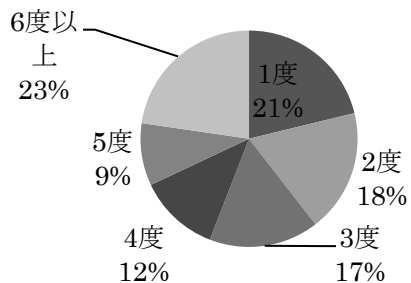
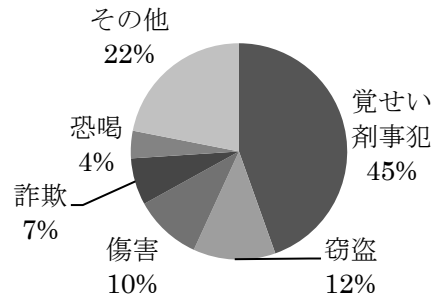


図4-3-1-2：暴力団関係者の入所受刑者の罪名別構成比（平成23年）



注：法務省矯正統計年報を基に筆者作成。

暴力団関係者の再犯者率が極端に高い理由としては、覚せい剤取引等が暴力団の「シノギ」<sup>129</sup>のシステムとして組み込まれていることが挙げられる。この体制の下では、暴力団における下位の者は、上位の者から組の命令として覚せい剤取引、傷害行為等を指示されれば断わることは困難であると考えられる。したがって、暴力団に忠誠を誓う限り犯罪行為に手を染める可能性が高いと言える。

## 2、刑事施設における暴力団離脱指導の現状

刑事施設においては、こうした事情を踏まえ、特別改善指導として「暴力団離脱指導」が実施されている。平成18年5月23日付法務省矯正局長依命通達「改善指導の標準プログラムについて」によれば、この指導では、本人の有する具体的な問題性の除去および離脱意志の醸成を図ることを目標に、①加入動機と自己の問題点、②金銭感覚の是正、③周囲（家族、社会等）に与えた影響、④暴力団の現状と反社会性、⑤暴力団を取り巻く環境、⑥自己の問題点の改善、⑦離脱の具体的な方法、⑧釈放後の就職、⑨離脱の決意と生活設計といった項目について指導が行われている（図4-3-2-1）。

離脱指導の実施に当たっては様々な工夫がなされている。指導方法は集団指導が原則であるが、集団に編入することが困難な対象者には、個別指導を行うことがある。指導は講義、個別面接、課題作文、視聴覚教材などを組み合わせた形式で、2か月から4か月の期間実施される。また、指導の効果を上げるため、外部講師として、所属していた暴力団の実情に詳しい警察や暴力追放運動推進センター（以下、「暴追センター」という。）が招かれることもある。さらに、処遇を受けるメンバーの構成にも配慮がなされている。具体的には、同一組織の者や対立組織の者を同一グループにするのを避け、暴力団の「風土」からの隔離を図っている。

<sup>129</sup> 「シノギ」とは、暴力団の資金調達活動のことを指し、下位の者が暴力団の名前を使用させてもらう代わりに、覚せい剤の売買等により得た利潤の一部を上位の者に「上納金」として提供する仕組みである。

図 4-3-2-1：刑事施設における暴力団離脱指導の内容

|                  |                                                                                   |                                 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| オリエンテーション        | 受講の目的と意義を理解させる。<br>(カリキュラムの説明、動機付け)                                               | ・講義                             |
| 加入動機と自己の問題点      | 加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。                                                      | ・討議<br>・課題作文<br>・面接             |
| 金銭感覚の是正          | 暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。                               | ・課題作文<br>・面接                    |
| 周囲（家族、社会等）に与えた影響 | 家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。                                                    | ・討議<br>・課題作文<br>・面接<br>・役割交換書簡法 |
| 暴力団の現状と反社会性      | 暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。                               | ・講義（警察関係者等）<br>・視聴覚教材の視聴        |
| 暴力団を取り巻く環境       | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律についての講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。 | ・講義<br>・視聴覚教材の視聴                |
| 自己の問題点の改善        | 自己の問題点を改善するための具体的な方法について考えさせる。                                                    | ・討議<br>・課題作文<br>・面接             |
| 離脱の具体的な方法        | 離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自分自身の対応について考えさせる。                                     | ・講義（警察関係者等）<br>・討議<br>・面接       |
| 釈放後の就職           | 求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。                              | ・講義（公共職業安定所職員等）<br>・課題作文        |
| 離脱の決意と生活設計       | 離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。                                                    | ・講義<br>・討議<br>・面接<br>・課題作文      |

注：平成 18 年 5 月 23 日付法務省矯正局長依命通達「改善指導の標準プログラムについて」を基に筆者作成。

### 3、刑事施設における暴力団離脱指導の限界

暴力団関係者に対しては、刑事施設における離脱指導の強化が要るものの、刑事施設での離脱指導のみでは、その効果に限界があるのではないか。

離脱指導の強化が図られているとは言え、指導を受けた者の全てが離脱を果たしているわけでは勿論ない。離脱指導を受けた者の中で、結果として離脱を果たせず出所後に組に戻る意思を有している者は、約 27%程度存在する<sup>130</sup>。離脱指導の対象として、「刑事施設において離脱意志を明確に示している者」、「離脱意志を有していなくても指導により離脱が見込まれる者」を選定しているにも関わらず、なぜこれ程多くの者が暴力団に

<sup>130</sup> 滝本幸一、立谷隆司、高崎秀雄ほか「暴力団関係受刑者の意識等に関する研究」法務総合研究所研究部報告 14 号（2001 年）49 頁。

戻ってしまうのだろうか。その理由としては、以下のような要因が考えられる。

一つ目の要因として、就労の困難さがある。刑事施設での離脱指導において釈放後の就労について考察させたとしても、暴力団関係者には客観的にも主観的にも就労出来る期待が低いことが指摘出来る。暴迫センター等が実施したアンケート調査によれば、暴力団関係者の就労に関して受け入れ事業者が求めるニーズとして、①暴力団と完全に縁を切っていること、②指詰めや刺青が人目につかないこと、③必要な資格免許があること、④継続して就労できること、⑤誠意があること、が挙げられている<sup>131</sup>。

①から③のニーズを満たしていると仮定したとしても、企業側が暴力団員に④継続した就労意志があること、そして⑤誠意があるとの認識を持つことは容易ではないと思われる。したがって、刑事施設での離脱指導による就労への意識付けのみでは、企業から雇用されることは困難であると思われる。就労の実現のためには、本人の問題性をなくした上で、企業側に真摯に本人の更生状況を伝えて雇用を求めていく長期的な努力が必要であると考えられる。

一方で、アンケートは、離脱を望む暴力団関係者が感じている不安要素についても明らかにしている。それによれば、①心のうちを話せる精神的な支えになってくれる人の不存在、②職場での人間関係への不安、③社会人としての常識・心得の欠如、④組織からの身内への侵害行為、⑤雇用先が確保出来るか、継続して雇用してもらえるについての不安等があげられている。

このアンケートからは、暴力団関係者も、離脱を実現する上での精神的な支柱を求めており、自らに健全な社会常識が欠如していることへの不安があることが読み取れる。

こうした企業側の暴力団関係者への疑心、離脱を希望する暴力団関係者の不安により、刑事施設内で離脱への意識付けを行ったとしても、就労は現実的には困難であり、結局は暴力団に復帰する者が多数現れることになると思われる。

二つ目の要因として、暴力団からの報復の恐れがある。暴力団関係者が離脱の志を持ったとしても、制裁を加えられる恐怖など、暴力団の暴力性の影響が主要因となって、暴力団関係者の離脱・更生が阻害されている現状がある<sup>132</sup>。暴力団からの離脱を希望すれば「指詰め」等の自傷行為を求められる可能性がある上に、親族等にも生命の危険が及ぶ可能性があるのである。暴力団関係者がこうした不安を感じている限り、容易に離脱を決断することは出来ないであろう。

このような刑事施設における暴力団離脱指導の限界を克服するためには、刑事施設からの出所後、離脱希望者が抱える就労の困難の問題や暴力団からの報復の恐れの問題を解決する必要があると考えられる。暴力団関係者は、処遇の困難さ等から更生保護施設や自立準備ホームにおいて受け入れが避けられることが多いから、処遇の主体となりえないと考えられる。

<sup>131</sup> 中林喜代司「より効果を上げる『暴力団離脱指導』のために～施設内指導と施設外支援の有機的融合～」刑政 117 巻 5 号（2006 年）100 頁。

<sup>132</sup> 中林・前掲注（131）98 頁。

そこで、処遇の主体として考えられるのがセンターである。しかし、そもそもセンターは住民の反対といった障壁もあり、現状暴力団関係者の受け入れを行ってはいない。センターが運営連絡協議会において新規入所者の情報を住民に提供している以上、暴力団関係者の受け入れを実現するためには、住民から理解を得ることが前提であると思われる。

住民からの理解を得るためには、次の事項について徹底する必要があると考えられる。第一に、入所者の厳格な選定が求められる。具体的には、刑事施設での離脱指導を受けた者の中で、離脱意志が明確であり、自立の可能性も十分あると見込まれる者を厳格に選定し、わずかでも住民に危害を及ぼす可能性のある者は除外する必要がある。第二に、再起を支える必要性についての真摯な説明が求められる。具体的には、暴力団関係者の入所の際、運営連絡協議会において、上記のような厳しい選定を実施していることを説明の上、他の入所者同様、再起を支えるためにセンターでの継続的支援が必要だと真摯に説明する必要がある。この2つの事項の徹底により、将来的にはセンターにおいて暴力団関係者の処遇を開始することが可能だと考えられることに加え、それが必要である。それを前提に、以下どのような処遇が必要であるか述べていく。

#### 4、自立更生促進センターと暴力追放運動推進センターとの連携

暴力団離脱指導を受け離脱意志を有していながらも、以上の事情により離脱が困難と思われる者に対しては、専門機関との連携を通じた長期間に渡る処遇、サポート体制の構築が重要だと思われる。それを具体化したものとして、自立更生促進センターと暴力団追放推進センターの連携協力による、一体的な就労支援、安全確保策が必要であると考ええる。

##### (1) 暴力追放運動推進センターとの連携による暴力団関係者への就労支援

暴力追放運動推進センター<sup>133</sup>は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(1991(平成3)年施行)の成立を受け、本来は暴力団関係者による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された公益法人である。近年では暴力団関係者の離脱指導や就労支援も積極的に行っており、刑事施設においても、暴追センターとの連携による暴力団離脱指導の実例がある。

そこで、離脱を望む暴力団関係者を長期的に支援する機関として、暴追センターが、処遇・就労支援の面で、センターとの連携を図るべきではないだろうか。社会内処遇の専門家である保護観察官と両者の連携により、刑事施設からセンター入所期間を通じた、継続的な就労支援が行うことが出来る。これにより、暴力団関係者の暴力団からの離脱状況、更生状況なども把握できるため、雇用主に対して信頼性のあるデータを提供することが可能になる。さらに、本人の更生状況などを十分に伝え、説得する時間が確保出

---

<sup>133</sup> 中林・前掲注(131) 101頁。

来るため、暴力団関係者の雇用の促進にも寄与すると考えられる。

就労の前提としては、本人の抱える社会的能力の不安をなくすとともに、企業側の懸念を払拭するだけの性格の改善が必要である。そのためには、暴力団関係者に対する就労訓練として、SSTが必要であると考え<sup>134</sup>。これは、企業側が暴力団関係者の採用にあたり不安を感じている要素も踏まえ、今までと極端に変わる生活・労働環境に適応していくことを目的としたものである。センターは、ここでの訓練成果を暴追センターと共有し、暴力団関係者の就労支援に生かすものとする。

具体的なプログラムの内容は、①職場での人間関係を想定したロールプレイング、②社会生活を営む上で必要な常識・心得の指導、③暴力団の再加入に誘われた際の断り方のロールプレイングを行うべきである。グループ SST と個人 SST を組み合わせ、基本訓練モデル（個人の希望にそった目標を立て、その目標達成のために必要なスキルを小さなステップに分けて学習をすすめる方法）を基本に行う。

## （2）暴力追放運動推進センターとの連携による暴力団関係者への安全確保

暴力団関係者の離脱行為は、暴力団にとって組織の秩序維持の根幹に係る問題であることから、離脱者およびその関係者に対して見せしめ的な加害行為に及ぶことが非常に多い<sup>135</sup>。そのため、離脱者及びその関係者の身の安全が確保できなければ、暴力団からの離脱を促進することは非常に困難であると考えられる<sup>136</sup>。そこで、センターからの退所後、暴力団関係者を所属していた組の勢力がおよばない地域に移住させ、センターがいわば暴力団からの「シェルター」としての役割を果たすことが必要だと考える。

具体的には、センター出所後に離脱希望者の意向も踏まえ、所属していた暴力団の勢力が及んでいない地域に居住させることとする。例えば甲県暴力団 Y 組からの離脱を望む暴力団関係者を、センター退所後、Y 組の勢力のおよんでいない乙県に居住させることを想定する。その際、現住所地のある都道府県の暴追センターと、居住先の暴追センターが連携して、その者や家族等の入居を斡旋する。（図 4-3-4-1）

また、居住、就労等の契約の際、住民登録記載の情報が必須の条件となることが多い。しかし、住民登録をすることで、情報開示請求により、所属していた暴力団に所在地を突き止められ、自ら及び家族の生命に危険が及ぶ可能性がある。そこで、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の開示を拒否するという措置が必要である<sup>137</sup>。具体的には、暴力団に離脱者の現住所をつきとめられないように、県・市等の地方公共団体への働き

<sup>134</sup> 松本・前掲注（7）78 頁。

なお、SST は、2002 年（平成 14 年度）の更生保護事業法等の一部改正において、自立及び協調の精神を会得させ、社会生活上必要な態度、習慣及び能力を養わせるための指導を行うための方法として例示された。そのため、SST は更生保護施設において重要な処遇技法のひとつになっており、現在 104 の更生保護施設のうち 4 割が SST をすでに実施、または実施準備にとりかかっている。（前田ケイ「更生保護施設における SST マニュアル」日本財団図書館（<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2002/00473/contents/001.htm>）（2013 年 10 月 20 日閲覧）。）

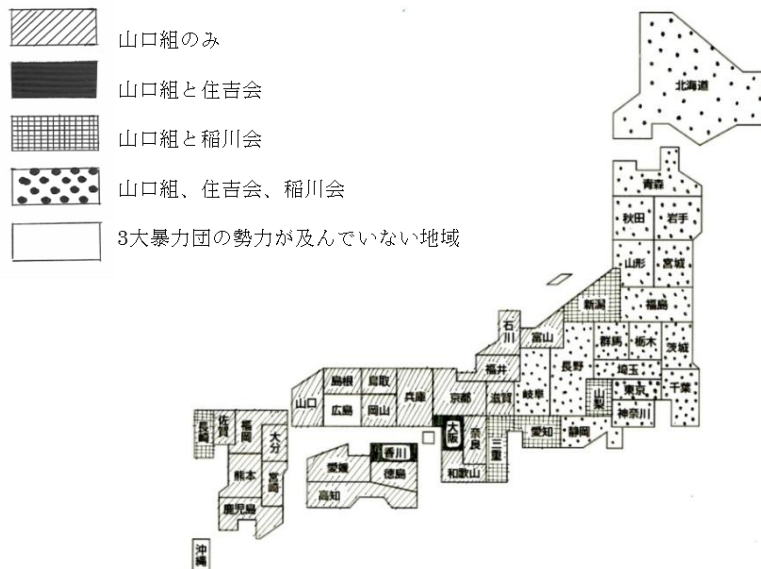
<sup>135</sup> 中林喜代司「暴力団対策における被害者・離脱希望者等に対する先行的支援活動の意義～暴力団組織の根絶へ被害申告・情報提供・相談・離脱等を促進させるために～」捜査研究 54 巻 9 号（2005 年）72 頁。

<sup>136</sup> 中林・前掲注（135）72 頁。

<sup>137</sup> 中林・前掲注（135）72 頁。

かけを行う。

図 4-3-4-1：主要暴力団の勢力地図



注：暴力追放推進センターHP「指定暴力団一覧表（21 団体）」を基に筆者作成。

本来、この住民基本台帳法に基づく閲覧制限は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為の被害者保護を目的として、2004（平成 16）年に改正された法第 11 条を基に行われている措置である<sup>138</sup>。この措置は、被害者の個人情報住民基本台帳の開示請求により伝わる可能性があることから、加害者からの請求が開示拒否可能事由に該当するものとして、加害者に居場所が特定されることを防止することを目的としている。

現状では、この法律の中に離脱を希望する暴力団関係者の保護を目的とした閲覧禁止措置についての明文の規定はない。だが、暴迫センターがこの法律を類推適用して暴力団関係者の住民基本台帳の閲覧制限を行った事例<sup>139</sup>は存在する。その内容は以下のよう

なものがある。

九州 A 県に本拠を置く暴力団に所属していた更生太郎（仮名）（21 歳）は、少年院退院後 1 年 2 月経った後、暴力団からの離脱を決意した。そこで、同県 B 市から婚約者とともに暴力団から逃避して東北 C 県 D 市内にて就労先と住居先を探す段階で、同県暴迫センターに相談した。太郎は、就労契約の前提条件となる住民登録により、所属していた暴力団に所在をつきとめられる危険を極度に恐れていた。そこで、暴迫センターでは就業先を選定する一方、住民基本台帳の閲覧等の制限の可否について法律的検討を重ね、配偶者防止法、ストーカー行為等の規制に関する法律と同様に、閲覧等の制限ができる

<sup>138</sup> 平成 16 年 5 月 31 日付警察庁生活安全局長通達「配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等について」。

<sup>139</sup> 中林・前掲注（135）72 頁。

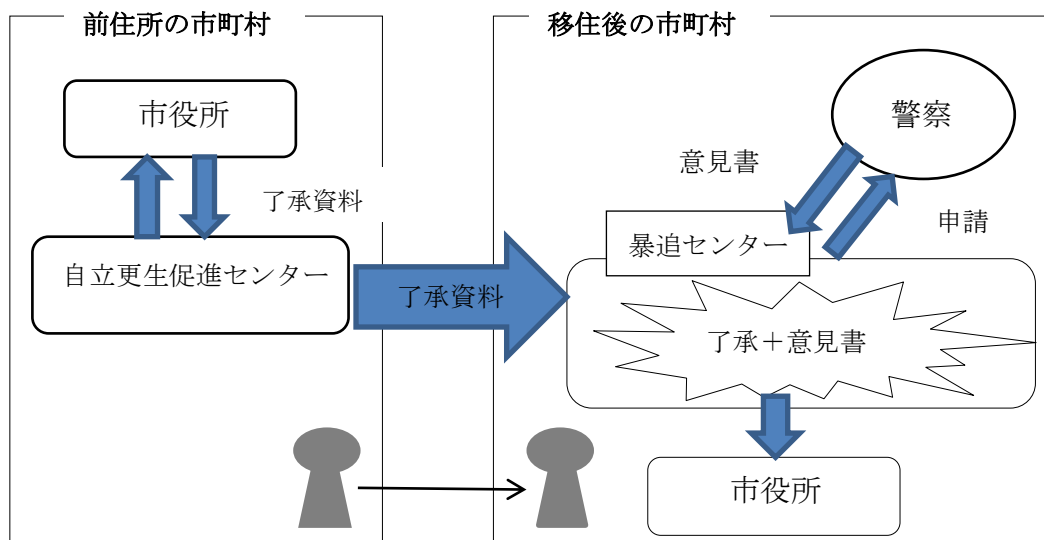
ものと判断した。これにより、暴迫センターは C 県担当課及び D 市役所に対し、同趣旨に基づく協力を要請した。

これに対して、C 県担当課と D 市役所は、太郎の前住所の A 県 B 市役所の下承と C 県警察の意見書を取り付ければ実施できるとの回答を行った。そこで、D 県暴迫センターは、A 県暴迫センターと連携して G 市役所にその旨要請、同市役所の下承を得て D 県警察作成の意見書を E 市役所へ提出し、住民基本台帳の閲覧等の制限措置が決定した、というものである。

以上の事例は、住民基本台帳法第 11 条等の類推適用により行われたものと認められる。センターに入所した暴力団関係者についても、これと同様の措置をとることにより、円滑な安全確保が行えると考えられる。

具体的には、次のような手続きが必要であると考えられる。まず、センターが閲覧制限措置についてセンターが設置されている市役所の下承を得た上で、その資料を居住先の県暴迫センターに送付する。次に、居住先の県暴迫センターが同県警察の意見書を取り付け、センター設置場所の市役所の下承を示す資料とともに居住先県庁及び市役所に提出するという役割分担により、住民基本台帳の閲覧制限を実施していくことが必要である。(図 4-3-4-2)

図 4-3-4-2：センターと暴迫センターの連携による  
住民基本台帳の閲覧制限についての概要図



## 総括

### 第1節 住居確保・就労支援のために

私たちは導入で更生保護施設の概要を述べたのち、第1章において、更生保護施設被収容者をめぐる住居確保・就労支援の現状について考察し、提言を述べた。

更生保護施設は、金原明善により、刑務所出所者に対する保護事業として始められた。今でこそ、更生保護施設が社会内における処遇施設として、薬物離脱指導や SST といった処遇プログラムを実施することも少なくない。しかし、更生緊急保護法が施行された 1950 年代は、生活基盤を整え転機を提供する、いわば保護施設としての色合いが濃かった。

やはり現代においても、生活基盤を整えるという従来の役割が、更生保護施設の持つ重要な機能であることに変わりはない。近年、更生保護施設被収容者をめぐる住居確保・就労支援は、法務省、厚生労働省の連携による施策等により厚みを増している。しかし今なお、住居確保については、更生保護就労支援モデル事業において、就労支援と比べ、期待する成果が未だ表れないという現状がある。就労支援についても、公共職業安定所における協力雇用主の紹介が雇用保険加入会社に限られることや、更生保護施設退所後の職場定着支援について課題がある。

そこで私たちは、更生保護施設被収容者をめぐる住居確保・就労支援についての近年の取り組みに関して、以下の考察を行った。

刑務所出所者等総合的就労支援対策は、就労支援における法務省と厚生労働省の連携強化、つまり保護観察所と公共職業安定所の一体的な就労支援を可能にした。私たちは、この連携をさらに強化すべきと考える。具体的には、更生保護施設被収容者の希望や適性を考慮して、公共職業安定所が、公共職業安定所の紹介の対象外である雇用保険未加入の協力雇用主への就労が、本人にとって良いと判断をした場合の連携が求められる。公共職業安定所から保護観察所の方に本人の希望などについて引き継ぎをし、保護観察所において雇用保険未加入の協力雇用主を紹介できるよう両者の連携を強化していくべきではないか。

また、更生保護就労支援モデル事業における就労支援員による職場定着支援は、一定の成果を挙げている。このことを踏まえると、充実した職場定着支援を全国規模に拡大すべきである。特に、出所者が職場で抱えた問題を相談できる場の提供が望まれる。

更生保護就労支援モデル事業では、就労と定住の一体的支援が謳われていたが、現状として定住の支援は就労に比して成果は十分に伴っていないようである。やはり住居確保として定住支援についても、就労支援と同様に協力者の存在が必要であると考え、協力的な大家の開拓及び彼らと刑務所出所者等を結びつける専門家として宅地建物取引主任者との協働を提案したい。また、金銭的理由で住居確保を達成できない場合に、更生保護施設と福祉機関との連携が求められることについても言及した。

## 第2節 個々の特性に応じた処遇

再犯者の、再犯時の無職率や、出所後の適正な帰住先のない人の多さが示す、出所後の住居・就労の重要性を考えると、更生保護施設の第一義的な役割は、被収容者の退所後の生活の基礎を準備することにあると言える。しかしながら、更生保護施設の果たす役割は、そのような自立支援の役割にとどまらない。例えば、被収容者のうち、中間処遇を経て段階的に社会に復帰することが効果的な薬物依存者や、福祉に繋げることが求められる高齢者・障害者といった人々に対しては特に、更生保護施設は先に述べた住居確保・就労支援に加え、さらに専門的な処遇を実施することが求められる。また性犯罪者や暴力団関係者を、民間により運営される更生保護施設で処遇することは、処遇の困難さや、地域住民の反対の声から難しく、自立更生促進センターでの保護観察官による集中的、専門的処遇が求められる。

以上の見地から、第3～5章では、安定した生活を営み再犯のスパイラルから脱するため、就労や住居に加えてとりわけ個々に応じた処遇を必要とする者に対し、いかなる処遇や制度が必要であるか、考察を行った。

### 1、薬物事犯者の処遇

薬物事犯者の処遇について、今後処遇に変革をもたらすであろうものとして、刑の一部執行猶予制度に着目した。

同制度の導入により、一部の薬物事犯者は、従来に比べ、長期にわたる必要的な保護観察が設けられることとなる。この社会内での処遇期間をより効果的なものにするため、施設内処遇と社会内処遇の一貫性の強化が求められる。具体的には、保護観察所において施設内・社会内双方のプログラム受講歴を一括して管理することで、薬物離脱指導の効果を高めることが期待できる。

また、同制度の実施に伴い、保護観察に付される薬物事犯者が増加することが見込まれ、社会内における受け皿の拡大が必要となる。その対応策として、薬物離脱指導が充実している重点更生保護施設に加え、DARC への入所や、更生保護施設や自立準備ホームからの、NA や MAC といった社会内にある多様な処遇機関への通所という3つの選択肢を、刑の一部執行猶予制度が適用された受刑者に提示することの持つ意義を考察した。本稿では、それぞれの機関における処遇内容を調査したうえで、検討を行っている。

最後に、保護観察期間中のスリップに対する更生保護施設の対応について、考察を行った。比較的長期にわたる保護観察期間において、薬物を手に入れることも可能であるという誘惑に負けずに、社会内で薬物依存からの離脱を目指すというのが、同制度導入の意義である。この理念に照らして、スリップへの対応に当たっては、医療の立場も参考に行うことが、社会内における薬物離脱指導の効果を高めるものであると私たちは考える。

## 2、高齢者・障害者の処遇

57の更生保護施設は、2009(平成21)年に特別調整が制度化されたことを受け、高齢者・障害者の処遇について新たな役割を担うこととなった。その役割とは、福祉関係職員を配置し、高齢者・障害者を積極的に受け入れ、福祉サービスに繋げる手続き的な援助を行うとともに、とりわけ配慮を伴った処遇を行うという、いわゆる特別処遇である。

本稿では、特別処遇の現状について、ある問題が生じていることを指摘した。その問題とは、福祉的支援を主目的とする特別処遇の趣旨と、就労と自立を主目的とする更生保護施設側との認識の間に、齟齬が生じているということである。

以上の認識に基づき、私たちは、独自の処遇で近年注目を集める社会福祉法人南高愛隣会の取り組みを参考にしつつ、より一般的に更生保護施設が行うことのできるような、特別処遇のあり方とはどのようなものか、検討を行った。

上述した更生保護施設の持つ就労を主とする考え方に照らし、また、高齢者・障害者の被雇用者数の増加が望まれる近年の社会情勢に鑑みて、更生保護施設が処遇を行うのは、あくまで就労が可能な者に限るべきではないだろうか。また、更生保護施設に代わり福祉に繋ぐ役割を担う存在として、自立準備ホームのさらなる機能強化を提案する。多様な法人・施設が登録・運営している自立準備ホームは、それら法人・施設の特性を活かし、出所者の多様なニーズに応えることができるのではないか。

## 4、性犯罪者・暴力団関係者の処遇

性犯罪者や暴力団関係者といった、民間では処遇が困難な人の再起を私たちはどのように支えていくべきだろうか。こうした特定の問題性を抱え、民間での受け入れが困難な人達を処遇する国営の施設として、自立更生促進センターがある。自立更生促進センターには、農業訓練などを行う就業支援センターと、個々の問題に対応した専門的処遇を行う、狭義の自立更生促進センターがある。そのうち後者は、北九州自立更生促進センターと福島自立更生促進センターの2か所で運営され、保護観察官が被収容者と24時間生活を共にしながら、特定の問題性に応じた専門的処遇と手厚い就労支援を行っている。

性犯罪者の処遇について、私たちは本稿にて、性犯罪のサイクルに基づき、更生出来るかどうかの「正念場」は社会復帰後、職場勤務など日常のストレスに悩まされるようになってからであると指摘した。そこで、自立更生促進センター退所後の残りの保護観察期間において処遇プログラムを実際の生活の中で活かし、性犯罪者の再起を後押しするための「退所後定着支援」のあり方を提案した。

暴力団関係者に対しては、刑事施設では離脱指導の強化が図られているが、その成果は十分でない。本稿ではその要因として以下の2つを指摘した。

一つ目は、就労の困難さである。暴力団関係者が就労を果たすためには、雇用主に對し彼らの離脱状況、更生状況を伝え、雇用主を説得する存在が必要である。そこで私た

ちは都道府県ごとに設置されている暴力追放運動推進センターに着目した。近年は暴力団関係者の離脱指導や就労支援も積極的に行っている同センターが、刑事施設から自立更生促進センター入所期間を通じて、暴力団関係者に対する一貫的かつ継続的な就労支援を行うことを提言した。

二つ目は、離脱時の報復の恐れである。そこで、自立更生促進センター出所後、暴力団関係者を、所属していた暴力団から保護する「シェルター」的機能が求められることを考察した。その方法として、自立更生促進センターと暴追センターの連携により、暴力団関係者を所属していた暴力団の勢力圏外に移転させた上で、住民基本台帳の閲覧制限に関わる法律を類推適用するという安全確保策をとることについて検討した。

### 第3節 再起を支える社会の輪

社会内処遇の重要性が強調される昨今、住居確保・就労支援に加え、個々の特性に応じた専門性を要する処遇まで、更生保護施設に期待されている役割は多岐にわたる傾向にある。更生保護施設の処遇基盤がさらに充実すれば、まさに社会内の処遇専門施設として、保護観察期間中の人々を広く受け入れて中間処遇を施すなど、多様な活用方法が検討される。

しかし一方で、民間の法人により運営される更生保護施設は、主として国からの委託費収入を頼りに、限られた予算と人員での運営を行っている。また、2010(平成 22)年時点で常勤職員の 5 割以上が年金受給者であり、平均年齢も 59.6 歳と高齢である<sup>140</sup>。さらに、主に刑務所出所者を受け入れる施設ということもあって、運営に当たって地域住民の理解を得ることはほとんどの施設が苦心していることである。地域との協調を保ちつつ、更生保護施設の処遇基盤を強化することは容易でない。

これからの更生保護施設の展開を考えるにあたって、上に述べた更生保護施設の抱える困難は無視できない。予算、人員そして地域社会との協調という点から、更生保護施設被収容者に対する支援を更生保護施設だけが行うのでは、処遇の発展にも限界があるだろう。そもそも、矯正施設を出て社会に戻ってきた人々を受け入れることは、民間の善意の篤志家や保護観察官だけの役割ではない。彼らを受け入れることが、彼らの改善更生という点でも、社会の防衛という点でも重要である以上、社会全体で更生保護を支えることが必要である。個々の特性に応じた処遇を行うためには、医療、福祉、警察等、様々な専門性が不可欠であることから、更生保護における多機関の連携がまさに求められるのである。私たちの研究はこのような認識のもと、更生保護施設被収容者への処遇の主体を更生保護施設に限定せずに、多様なかたちで存在する社会内の資源について広く研究を行うことに努めた。

私たちは研究の主題を、「再起を支える社会の輪」とした。これの意味するところは、一つに、再起の場である更生保護施設に収容されている人々を取り巻く、「多機関の連携によ

---

<sup>140</sup> 松本・前掲注(7) 146 頁。

る支援」である。罪を犯した人に帰る場所を与える更生保護施設と、施設を多方面から支える機関が、再起を支える社会の輪を形作る。ここで取り上げた医療機関、福祉機関、警察機関等は本来、刑務所出所者等を更生させることを目的とするものではない。しかし、これら機関の、一人の人と向き合い治療や介護を行おうとする気持ちや、社会の安全を守ろうとする意志が、更生保護を支えるために必要とされているのだ。

再起を支える社会の輪。それは、これら機関の連携だけを指すのではない。私たち一人ひとりの、刑務所出所者等に正面から向き合う覚悟もまた必要とされているのではないか。全国の更生保護施設は、刑務所出所者等を引き受けることによる地域社会へ与える不安を自覚し、地域住民との関係に細心の注意を払っている。更生保護施設、そして被収容者を支えることができるのは、上に挙げた機関だけでなく、そういった取り組みに理解を示す私たちの姿勢でもあるのだ。

個々の特性に応じた処遇について近年の国の施策に着目し、上記の多様な機関との連携について提言した拙稿が、再起を支える社会の輪の一助となることを願う限りである。

## 第4節 おわりに

研究を行うなかで、私たちがことあるごとに議論してきたテーマがある。それは、私たち市民が刑務所出所者に対して、いかなる観点から再起を支えるのかについてである。

ある者は、再起を支える意味として、社会防衛を強調する。立ち直りを心に決めても、衣食住なくして社会に復帰はできない。彼らを受容し、社会からの逸脱と再犯という負の連鎖を断つことは、安全を願う地域社会の、目を背けることのできない重要な課題であると考えた。

またある者は、罪の償いの支援だと考えた。私たちの社会は、犯した罪を悔い、贖いの日々を送ろうとする人の気持ちに、正面から向き合う社会であるべきだ。その先に、被害者との関係の修復が行える司法があるのかもしれない。

ある者は、刑務所で自らの罪と向き合い出所した人を、犯罪者というレッテルを排して一人の人間として尊重すべきだと強調する。それこそが、善意の篤志家に支えられてきた更生保護の源流なのかもしれない。

ある者は・・・

この問いに答えはないのだろう。刑務所出所者と聞いて思い浮かべる姿は様々である。重要なのは、偏見を排し一人ひとりと向き合うことではないか。個々の特性に応じた処遇が求められるように、個々の特性に応じた再起の支えが必要である。